

平成30年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成30年 9月12日(水曜日)

午前9時30分開議

第14 一般質問

追加日程

行政報告

- 第4 議案第40号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第5 議案第42号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第41号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第43号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定について

追加日程

- 議案第45号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

○出席議員（9名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	7番	工藤弘喜君
8番	須河徹君	9番	河端芳惠君
10番	山田日出夫君		

○欠席議員（1名）

6番 上原豊茂君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は9名の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布されてあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○副議長（西山由美子君） ここで、議会運営委員長から、今後の議会運営について報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） それでは、ただいま、議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて協議いたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり追加の行政報告および補正予算であります。

議会運営委員会で協議いたしました結果、本日、定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加の報告および議案の審議につきましては、まず行政報告につきましては、日程第14、一般質問終了後に行うこととします。また、議案第45号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の審議につきましては、日程第7、議案第43号 訓子府町青少年研修館設置条例の全部を改正する条例の制定についての採決の後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○副議長（西山由美子君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり今定例会に追加議案として行政報告および議案第45号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、この際、行政報告および議案第45号を日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○副議長（西山由美子君） 日程第14、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。まず冒頭に、先日もございましたけども、北海道胆振東部震災におきまして、被災されました方々のご冥福をお祈りしますと同時に被災を受けました方々にお見舞い申し上げておきます。1日も早い復興をご祈念申し上げております。

また、合わせましてですね、今回の被災に関しましては、全道全域という形ありまして、この後、町長の行政報告等もありますけれども、自主防災ならびに防災対策に対して行政の方々は大変でしょうけども、さらに一層、鉄は熱いうちに打てと申しますので、そのことをお願い申し上げて、私の一般質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

では、ふるさと納税について。

10年目になるふるさと納税、当町は4年目となりますけれども、これは自治体の財源確保や地域活性化に一役買う一方、返礼品の多様化、返礼競争の過熱化という問題が発生しております。本来、大都市部に集中するお金を地方に還流させることが狙いだと思えますが、2017年度の総務省調査の道内分集計では、道ならびに6市町村で減収額が寄付獲得額を上回る赤字となり、道内の赤字総額は40億6千万円にもなるという報道がございます。

そこで当町の今後のふるさと納税に関してお伺いします。

一つ、本年度分の住民税に係る寄付獲得額や住民税の減収額、そして平成29年度のふるさと納税に係る経費、これらを含めたふるさと納税についての収支をお伺いします。

2点目、今後のふるさと納税に関して当町としての考え方を伺いいたします。

3点目に、ふるさと納税をきっかけとして地場産品や特産品に対して行ってきた支援や広告宣伝につきまして、今後の考え方を伺いいたします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「ふるさと納税について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「本年度分の住民税に係る寄付獲得額や住民税の減収額、そして平成29年度分のふるさと納税に係る経費、これらを含めたふるさと納税の収支」についてのお尋ねがございました。

ふるさと納税につきましては、本町では訓子府町ふるさとおもいやり寄付条例により運用してまして、寄付額は先に開催されました平成30年第2回定例町議会、報告第6号でご報告申し上げました2,194万2千円となっております。

また、住民税の減収額につきましては91万1千円、ふるさとおもいやり寄付金に係る経費は、職員人件費を除き1,120万2千円と決算されていますので、収支では982万9千円の黒字となっております。

2点目に「今後のふるさと納税に関して当町の考え方」についてのお尋ねがありました。

ふるさとおもいやり寄付制度は、多様な方々の寄付行為を通じた本町のまちづくりへの参画により、特色あるふるさとづくりを目的とするために平成20年3月に創設したもの

であります。

また、同時期に税制改正により個人住民税について税額控除を認める「ふるさと納税制度」が創設され、その後の改正を経て現在の制度となっています。

全国的には、議員も前段言われている返礼品の多様化、過熱化や自治体間格差、自治体間競争などの課題はあるものの、本町においては制度創設の精神を失うことなく今後とも継続してまいります。

3点目に「ふるさと納税をきっかけとして地場産品や特産品に対して行ってきた支援や広告宣伝の今後の考え」についてのお尋ねがございました。

基幹産業である農業の持続的発展は、まちづくりの根幹となるところであり、様々な活動に対する支援を行い品質の高い地場産品の産出と安定した生産額を確保し、地域資源を活用した特産品開発へは、地域活性化チャレンジ事業を始めとした支援を行っているところであります。

また、様々な媒体を活用した広告、宣伝を実施しているところであり、ふるさとおもしろいやり寄付返礼品登録のある品物につきましては特産品パンフレットに掲載するなど新しい販路として活用されています。

今後につきましても「くんねっぷの元気」を創り出すため、ふるさとおもしろいやり寄付返礼品登録の有無に関わらず様々な支援を行ってまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今お答えいただきました。それと合わせまして、国の方から総務省関係からも報道ありますとおり返礼品に関しましては、いろいろな形で示唆が出ております。その中でちょっと数点、確認していきたいことがございます。特にもうここで方向はもう決めていると思うんですけども、平成29年度通知という形で総務省の方から出ているふるさと納税に関する返礼品の送付等に関しての当町としての考え方をあらためてお聞きします。今日の新聞にも出ておりました。当町の名前も載っております。返礼品の調達費が寄付額の30%を超えた道内自治体は都道府県内で一番最多の42市町村と。その中で見直し時期未定の34市町の中にオホーツク管内訓子府町というふうに掲載がございます。そのことに関しまして、返礼品の調達価格3割に対して、今後こういう報道があったという訳ではないんですけども、あらためてこの3割以下に抑えるというんですか、そういう考え方に対してはどのように考えられているか。

それともう1点、合わせて、返礼品はこの29年度通達ならびに30年度の9月の通達におきましても出ておりました。返礼品は原則地場産品とすると。私は今回の新聞報道等に名前として掲載はなかったんですけども、どうもやっぱり姉妹町ですとか、そこら辺の部分に対しての取り扱いがちょっと気になるところでございます。そこら辺に対して町としての考え方はどのようなものかお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、再質問、1点目は返礼品の割合の3割の部分はどうするかということと、2点目は地場産品を返礼品ということで、姉妹町津野町の産品の取り扱いをどうするかというふうな、2点の質問をいただきました。

まず1点目の返礼品3割の部分でございますけども、27年度当初に始める段階では総務省からは何もそういった部分の通知も通達もなかったということで、あくまで町が独自に動いていたという制度でございまして、そういった意味では、予算の審議等でもご説明しておりますけども、手数料、運送料、返礼品含めて50%を上限として制度設計をしております。ただ事業者の方が、俗に言う高額というかですね、例えばセット商品にして、2万円、3万円の部分を出してきた時にどうしてもですね、輸送料が率が下がるということで、返礼品の額が上がっていくというような状況が発生してございまして、そういった意味では、おおむね3割で抑えていたんですけども、なかなか総務省の通達も3割以下ということで結構厳しい通達の後のフォローアップ調査がございまして、そういった中でいきますと、もう既に4月1日から事業者の方とは契約をしている部分もございまして、現段階では今年度中の見直しを検討をしているというところでございます。

それと2点目の姉妹町の関係でございまして、これについては、総務省通達の中に報道にはありませんけども、姉妹町の商品を返礼品とすることについては、構わないというような通達も出てございますので、今後の状況にもよりますが、現段階ではそういう状況でございます。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 今の部分で今後、今年度中に見直しというお話でしたけども、まず1点目の今言いましたふるさと納税の控除額の総務省の方に調査されている。それで当町としても回答なさってますよね、それでふるさと納税の受け入れで今、5割、全体で5割、その中で送付料等の経費等は1割程度の想定だというお話でしたけども、返答させていただいている平成29年度の送付、2,194万2千円の中に、ふるさと納税その他まで含める諸経費は1,120万2千円という計上されているんじゃないですか。つまり51%を経費として見ている、込みで。だから今の回答とちょっと違うような気がします。もう少し経費は、ですから総務省の方も最初から3割というのは、その他経費に2割程度で合計5割で、5割の純利益という言葉は変なんですけども、こういう言葉使えないんでしょうけども、そういうような計算されたと思うんで、ちょっとその認識、ご回答いただきながら違うかなというふうに思います。そしてあの時に、先ほどのご回答にもありましたけど、30年第2回定例会の報告と、その時点の全員協議会の時でもお話されて、課長の方から4割近い調達率のものもあるというような話はその以前からも聞いておりましたのでね、やはりここら辺も含める考え方は、ある意味では、通達だからいいんだという話ではないと思いますんで、もう1回、真剣に捉えて遵守する形で守るのが適切でないかなと私は思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。合わせまして、それに関して、どうですか、私言っているのちょっとおかしかったでしょうかね。私はそういうふうに今捉えていたんですけども、総務省の方に当町の方から返答している経費としては1,120万2千円と私、計算で調べたんですけども、29年度、割合でいきますと51%になりますよと、合わせて。ですから先ほどご回答いただいた3割で1割の経費という考え方、ちょっと違ってたように思うんですけども。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、議員、一番最初の通知にある部分の回答の部分でいきますと、経費の中にはですね、まず報償費、これは寄付者への謝礼ということでJTBにこれが50%払ってございます。その他、役務費、これは通信運搬費、これは礼状、税のワンストップサービスの通知、郵便代でございます。それと使用料及び賃借料の中でクレジット収納システムの使用料、それとポータルサイト使用料、これが含まれて、回答した1,120万2千円というふうに回答させていただいてございます。総務省の調査でございますけども、あくまで返礼品の単価ということでございます。そういった意味では、単価ってどうやって捉えるんだという問題もございますけども、うちの総務省への報告では事業者さんにあくまで聞き取りの中でございますけども、聞き取った中で先ほど議員の言われていたとおり4割に届くような商品があったということで報告はしてございます。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そこら辺は今後見直しの部分も含めまして検討されると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、今ちょっと一部出てました。何をベースにしゃべるかという平成29年度総務省の通知の中に、先ほど言ひました返礼品調達価格を3割以下という他に、ふるさと納税紹介事業者が付与するポイント等に関する、今言ひましたクレジット機能、いろいろなもの含めて、そのポイントが加算されるものも本来望ましくないという通知が来てたと思ひます。そこに関して、わかりにくいと思ひます。よくインターネットで楽天カードあります。あれはもうこれふるさと納税に関しましても楽天の方のシステムを使うと2千ポイントですか、ですから、その償還分もタダにしますよみたいな、確かそれが載っていたと私思ひますんで、うちの場合是对応しているものが違ひますけども、クレジット等を使うということは付与ポイント付きますんで、前納の時に皆さまが納める、前納って前もって納める時に償還分は後の控除ですが、そういうものですけども、先に納めますよね、その時にクレジットカードを使ってクレジット決済をすると、そうする時にポイント発生するというような機能自体も本来は総務省の中で通達であったと思ひますけど、これ私の間違ひだったらご訂正くださいと思ひます。

それと先ほど言ひました返礼品、地場産品は地場産品、姉妹町のはいいんでないかというお話でしたけど、いろいろな範例事例見てるとですね、それらしく取り扱ひをしていることで、今回うちの町とは違ひますが、特に九州方面多いですけど、三十何億とか百何十何億なんて集めているところは、もうそこらじゅうのものをかき集めて売っている訳ですけどもね、その中にもやっぱり同じように姉妹のとかってそういうの載ってましたんで、ちょっとそれ本当にそういう、それは問題ないんだと今、課長おっしゃってたけど、それ本当なのかな、そこのところもちょっと確認したいと思ひます。

この2点、お願ひします。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、再質問いただきました。クレジット機能の部分でござひますけども、これは例えば1万円を寄付した時に、クレジットでインターネット通じて現金の1万円を払うということなんで、おそらくクレジットカードにというか、カードにポイントが付与されるということは、あまりちょっと勉強不足なんですけども、ないかなということが思われます。それとおそらく総務省通知の中で言われていたところというのは、楽天は言われるとおりにだと思ひます。その他、道新の報道にもありましたけ

ども、大阪の方では飛行機会社のポイントを付与する。管内でもポイントを付与する。商品券も含めてずっといろいろな部分、他の町ではやってきてございますので、総務省は換金性のあるものについては駄目ということで、通達として出されております。

それと地場産品の姉妹町の関係ですけれども、これは疑われると困るんですけども、通知の中にきちんと明記されています。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 正直言いまして返礼品の調達に関しましては、近場では小清水町、モンベルっていうアウトドアの衣料品、あれ、あれがためにモンベルなんていう大きなところ単独でね、あんな辺りなところに呼んで来たんじゃないかなと思うぐらいな形なんですよね、それでも10億円稼ぐと言う言葉正しいかどうかあれですけども、集めてましたのでね、ただ小清水も9月にはもう訂正するという話で報道載ってましたので、そこはやっぱりうらやましいというのも正直あります。それぐらいの技量、技量っていう言葉が正しいかどうか、それぐらい言われるまでやってもいいのかなというふうな思いもありましたけども、でもやっぱり一応これから法令化ということもありますんで、やはりそこら辺も含めて、もう1回、再度検討されて返礼品に対してはお考えいただきたいというふうに思っています。

それで合わせて、ちょっとこれ私の中でまた疑問に思っている部分なので確認させていただきたいんですけども、ふるさと納税に関しまして、返礼品の中にある中で自分で住んでいる町にふるさと納税できるのかということで、訓子府町はどのように考えられているかをちょっとお聞きしたいと思います。つまり訓子府町の人が訓子府町のふるさと納税に対する寄付をするという事例に対して、いろいろ読んでいくと書いてあるものの中には全然それは問題ないんだよという記載が非常に多いんですけども、本来は禁止されていないというのが多いんですけども、部分的には寄付することによって特典を得るような方、お仕事の方であったりだとか住んでいる方とか、そういう方に対しては、寄付することは問題じゃないんだけど、控除対象にならないよと。税額控除、つまりバック、フィードバックされるものはないよということでご了解であればいいんじゃないかと。自治体によって違うので確認してから納税してくださいというのは記載がありました。先ほど、くどいですが、平成29年度通達の総務省の中では、住んでいる町に対するふるさと納税はできるかという問いに対しての回答だと僕思うんですけど、当該地方団体の住民には返礼品を送付しないようにという一目があったように思いますんで、訓子府町としてはどのように捉えているかをちょっとお知らせください。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま返礼品の部分のご質問だと思います。うちの制度といたしましては、地域居住の住民の方が本町に寄付をいただいた場合については、町外からいただいた寄付金と同様の措置をとらせていただいております。返礼品もでございます。控除の対象については地方税法で決まっていますので、控除対象にもなるということで運用をしているところでございます。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 当町はできるという捉え方で、しているということで、私は通達文書の方、総務省の通達文書の読み取りを間違えたのかなというふうに解釈させていただ

きます。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 説明が足りないようで申し訳ございません。基本的に総務省の通達では、堤議員言われるように居住地内の寄付については、控除はできます。法律で決まっていますから。ただし返礼品を送ることはしないでほしいということを通達では出されています。あくまで通達ですから。うちは変わらずやっています。他の町外からの寄付と同じ形でやっています。ちなみに総文の所管事務調査で出した資料によりますと寄付件数9件、寄付額が39万円という数字になっています。29年度です。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 来年4月にはいろいろな部分で制度自体法令化するという話もありますので、そこに関しては検討の部分もまた出てくるのかなというふうな部分も思いまされども、わかりました。

それで先ほどから言います返礼品として収益ということおかしいですけども、実際今ご回答いただきましたように5割、当町に関しましては例えば100万円いただければ50万円、普通民間で考える収益ですよ、行政の方の捉えているのはちょっと違うようなので、そのものは寄付は寄付だよって受けて、返礼とかは別の事業というふうに捉えているので、その収支というふうにならないのかもしれないですけども、単純に考えると5割程度の収支が出ると。非常に大きいものですけども、ただ、今、都市部なんか、本来はおそらくは東京に集中するだろうみたいな話でされてました返礼品に対して他町村へ寄付することによって自主財源である、先ほどお聞きして回答いただきましたけども、当町の場合は住民税等が翌年の還付という形で還ってくると。ですから先ほど課長からも回答いただきましたけども、ふるさと納税しました。2千円の手数料はそれはかかりますよと。10万円の寄付をさせていただきます。その場合に所得税の方の、うちの場合は道ですか、道民税、それと町民税の還付という部分に、確定申告されている方はわかると思うんですけど、そちらの方で戻りますよという答えがいいのか、そういうふうになっていると思うんですけども、それでそれが戻ってくる部分がよその町へ寄付すると。よその市町村等に寄付をします。つまり返礼品ほしいから寄付します。そうすると当然のようにうちに本来は黙っていても入ってくるはずの住民税ですとか、その部分がよそへ行っちゃう訳ですよ、限度額はありますよ、限度額2割でそれに対してというのありますけども、それが都市部では非常に大きな金額になっていると。それが先ほど言いましたふるさと納税で赤字自治体が増えていると。現状においては、札幌市なんかは2016年度においては10億円でした。その赤字という形の考え方が、つまり返礼品として寄付をいただきますよと、それよりも本来入ってくるはずの住民税等が減額になってくるんですよ、それによって10億円の赤字、17年度は23億円、都市部です。これ都市部だけならいいんですけども、うちの場合はしばらく想定されないとはいえませんが、標茶町もそうなんです、16年度に57万円の赤字、昨年17年度は95万円の赤字です。泊村も16年度で37万円、そしてそれが17年度には53万円という形になっています。そんなところでうちのこの言った2件のところは返礼品は当初うちが考えたようにふるさと納税の意味合いが違うので返礼品をみてないんですよ、考えていない2件なんですけど、うちとしてはただこれからいろいろな情報が入ってきていろいろな方々がこれからだんだんくる時にやっぱり納税が得だな

という方、やっぱり増えてくると思うんです。わかればわかるほどに。それで先ほどお答えいただいております。現時点では住民税の減収額につきましては91万1千円ですよというご回答いただいております。年度だと思えますけども、これのこれから先に関して、これは法律上決められたふるさと納税という制度ですから、これを抜けるかどうかは自由意志でしょうけども、抜けたからといって得することはないんですけどもね、こういうものにこれから先にこういう他町村、他自治体への納税というのを予測的に町としてはどのよう捉えているか。それは大したことないというふうに捉えていただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○副議長（西山由美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいまの質問については、返礼の部分とふるさと納税に関しての広く一般的に言われているところの、要するにふるさと納税と言いつつ、自分の住んでいるところに寄付をしないで、他の町に寄付をしたことによって、自分が本来納めるべき住民税が控除されるという制度の中で運用をされてございます。様々な議論はあるところでございます。当然、東京なんかは2017年度、東京都ですけども、625億円の減収額というところでございますので、そういった意味の中でいくと、本町の住民が今後どの程度、他自治体への部分が予想されるのかというか、そういった部分でございます。本町については、そういった意味では、きちんと、きちんとというかですね、より満足の得られる行政活動において、そういったふるさと納税制度による部分を賄えるだけの住民税の確保等々には努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 大体落ち着き、そこら辺で質問する部分終わるんですけども、ただ、やはり私ども、ご回答いただきました中で、ふるさと納税に対して本町にとっても最後の方で、本町にとりましても制度創設の精神を失うことなく、今後とも継続してまいりますというご答弁いただいております。議会としましても、ふるさと納税自体に対しては、今、報道されているように、いろいろな諸問題はありますけれども、やはり大きな地方創生までいかないにしても、やっぱり力になるものと一部考える部分も大きく、やはり何とか努力していただきたいというふうに思いが強いですけれども、それに関しまして、返礼品なんですね、3割と規定ありますけども、やはり返礼品として見てる中では、ご努力されているのはわかるんですけども、何かもう一つ、私これ個人的に思います。もう一工夫、どうせ今回見直しかけるのも含めて、もう少し頑張れる何かないかなと。総務省の方から他の事例等も優良事業として出てるの、ふるさと起業家支援プロジェクト、これあの総務省の方も支援しますよという形で出ていますし、2点目のふるさと移住交流促進プロジェクト、つまり地方に移り住むだとか、仕事を田舎でもできる、そういうものに対する支援をふるさと納税の寄付、いろんな額の中含めて、そういう活用に回すという目的を持たす。それに対して総務省も支援しますよという、確かあったと思いますんで、それがいいとは思わないんですけど、やはり今までの努力されているのが駄目だと言うんじゃないんですけども、まだどうもやっぱり全国これだけきらびやかなのが出てきている中で、段々埋もれてしまうというのが非常に惜しい事業ではないかなと思いますんで、そこに対するお考え、これから進めていくお考えはないかどうかをちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） この税、ふるさと納税が始まる前に、私は町長になる時に長野県の泰草村^{やすおかむら}の松島村長のやっていたふるさとおもしろ寄付制度、そのものを政策の中に取り入れて、税の控除等々は頭に入れていない。そして全国にあまた多いふるさと出身の方々にふるさとに対する寄付をお願いして、まちづくりに役立てさせていただきたいと。これが私は原則だというふうに思っておりましたけども、10年前に総務省を中心にして税の控除を含めて、税の分配の一つの方策として都市に集中する税をそれぞれの自治体にということもあったり、それから地方に元気付けるということも含めて、このふるさと納税が華々しくスタートしたというのが本当のところじゃないかなと思います。議員からもご指摘のとおり内部的にも検討しております、さらに一步、一工夫、一步踏み出すかどうかということの内部協議もしてまして、もうちょっと留まろうと。国が少し揺れていると。その点で言うと国の総務省の考えていることを見極めながら、さらに私どもの可能性を広げていくべきではないのかということ、内部的には着地したという経緯があります。ただ私は、例えば3割を超えている、5割を超えているということに対して、私は総務大臣に手紙出そうと思っていました。何十億も稼いでいると言ったら言い方悪いんだけど、うちのようになん、三千万円のことで、運送料と手数料の関係で率がちょっと超える、超えない町も含めて、こういうやり方をするのかということ、いかななものかという手紙を出そうとしたんですけど、ちょっと職員に止められまして、やめたんですけども、ですからオホーツク総合振興局には態度保留と。いずれにしても年度内中にはっきりさせるからということで回答したので、道新に出てたような町村と同じような考え方を紹介されたと思うんですけども、いずれにしても議員ご指摘のとおり、この制度そのもの自体は決して間違っていることと違って思っておりませんので、この状況のおそらく法制化、あるいは基準をある程度厳しくしてくるんじゃないかと。これを見定めて、その中で私どもがあらゆる可能性をこれから出していくべきではないかなと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） この点に関しましてあれなんですけど、もう1点、ふるさと納税をきっかけとしましてですね、地場産品、特に私ども凄く熱に感じましたのは、地場特産品であるくんねっぷメロンに対する支援という訳じゃないんですけど、やっぱりそれをするためですか、あとPR効果非常に高いです。具体的にというと、全てそうです。イモ、タマもそうなんですけども、やっぱり味噌ですとか、全部言いだしたら全部もれたら失礼になるから、でも、はちみつですとかね、そういうものに対するPR、今まで非常にうちの町、非常に総合的なPRが非常に少ないというか、弱い町だったというふうに思いますので、そこら辺も含めてですね、ふるさと納税はまた別としても、やはりこういう外部に対してPRしていく術として、さらに町としてもですね、そういう地場産品で特産品であったり、そういうものに対して訓子府の名前を広げるという努力をふるさと納税をきっかけでもいいと思いますし、さらに続けていっていただきたいと思っておりますので、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 74品目、そして申込件数が2,313件という29年度の実績

が私の手元に今届いています。このやったことによって、イモ、タマだけではなくて、例えばJAきたみらいの加工品や、あるいははちみつ等、それからホクレンに協力をいただいた牛ローズ等々も含めてですね、かなりこの制度を通じて、うちがふるさと納税に網羅していく産品を紹介させていただいたと。これはやっぱり議員ご指摘のとおり相当な評価もいただいていますし、可能性としてはあると。くんねっぷメロンなんかは品切れなんていうことも起きているということがありますから、含めてふるさと納税に関わらず、うちの町の名前、あるいは特産品の広報活動含めてですね、大いに活用させていただきたいと、こう思っております。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） ふるさと納税に関してはよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

2番目に入ります。

高齢者福祉についてお尋ねいたします。

前回の一般質問で介護保険事業について「保険料負担の割合を変えない限り保険料は上がり続け、保険料を払えない高齢者が増えると推測していると。町としては介護予防事業にさらに力を入れ、併せて国や道に制度設計の変更について要望している」と回答いただいておりますけれども、介護保険事業制度に対する町の考えや介護予防事業について、さらにお伺ひいたします。

1点目、国や道に制度設計の変更を要望しているという件で、町の考える介護保険制度、将来図ですね、介護保険制度について、またその国や道に対する要望内容について、ちょっとお伺ひしたいと思います。

2点目、現在月額の基本月額介護保険料は4,850円、介護保険事業計画では2025年には6,207円と1,357円上昇見込みと試算しております。推計とはいえ年額に換算しますと1万6,284円も保険料が上がることを町は現段階ではどのようにお考えになられているかをお伺ひします。

3点目、介護予防事業として地域全体を包括的・継続的に高齢者を支える体制にするため、「協議体」や「生活支援コーディネーター」を配置し支援するとのことですが、高齢者福祉は従来より民生委員やボランティア団体、町内会や実践会、また社会福祉協議会や包括支援センター等々、多くの方々の支援に支えられてきたものと思ひますけれども、協議体を含め、その役割や前述しましたものの位置付けが、町民には非常にわかりにくいものになっているように思われます。その各々の役割についてお伺ひいたします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者福祉について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

まず1点目に「国や道に制度設計の変更を要望しているという件で、町の考える介護保険制度について、またその要望内容について」のお尋ねがございました。

介護保険制度につきましては、第7期介護保険事業計画の基本理念にありますように、「みんなでつくる誰もが安心して心地よく暮らせるまち」を目指し、自立支援や重症化防止に取り組み、介護保険の安定運営を図るよう努めています。

しかしながら、第8期介護保険事業計画での保険料につきましては、増高している介護

保険給付を含む費用に対する被保険者負担割合が、減少することは望ましいことですが、現状では、第2回定例町議会でもお答えしましたように、平成30年度からの被保険者負担割合は、介護保険に係る費用の50%を65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳の第2号被保険者が27%をそれぞれ負担することになっています。この第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は被保険者の人数比率によって算出されます。

そのような状況から、今後も第1号被保険者の保険料が高くなることが予想されますので、平成30年度中央要望の夏季および秋季において「オホーツク圏活性化に関する要望書」に、「消費税率の10%への引き上げ時に、保険料の低所得者軽減措置を完全実施するとともに、保険料を抑制しつつ、介護サービスの質を低下させない持続可能な制度設計の構築を進めること」を要望しております。その理由として「保険料の増大が高齢者の生活を圧迫することのないよう、持続可能な制度が求められている」と記載しています。

保険料が高騰化しているのは全国的なことではありますが、今後も様々な機会を捉え、要望活動に取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の「現在、月額介護保険料は4,850円、介護保険事業計画では2025年度に6,207円と1,357円上昇見込みと試算しており、推計とはいえ年額1万6,284円も保険料が上がることを町はどう考えるか」とのお尋ねでございました。

議員のご指摘のとおり、今後ますます高齢化が進み、介護保険の需要も高まることが予想されますが、第2号被保険者が減り、第1号被保険者が増えることが見込まれ、なお一層、第1号被保険者の負担が大きくなることが予想されます。

そのような中、町としましては地域住民の支え合いによるボランティア活動やいつまでもお元気で過ごしていただくための「いきいき百歳体操」などの介護予防事業を取り入れ、保険料高騰の抑制につながるよう、第7期介護保険計画の中で各種事業を実施しているところです。

3点目の「介護予防事業として地域全体を包括的・継続的に高齢者を支える体制にするため、『協議体』や『生活支援コーディネーター』を配置し支援するとのことですが、高齢者福祉は従来より民生委員やボランティア団体、町内会や実践会、または社会福祉協議会や包括支援センター等々、多くの方々の支援に支えられてきたものと思いますが、協議体を含めその役割や位置付けが町民に分かりにくいものになっていると思われまます。その各々の役割について」のお尋ねがありました。

お尋ねのとおり、各種団体の活動により、これまでの地域福祉が支えられてきたということは言うまでもないことです。特に高齢者福祉はそれぞれの立場で、その役割を担うことにより成り立っております。

平成26年の介護保険制度改正により「生活支援体制整備事業」が地域支援事業に位置付けられました。この事業の中で「生活支援コーディネーター」や「協議体」の仕組みが創設されました。訓子府町では「協議体」の名称を「ほっとなまちをつくり隊」とし、平成29年4月から活動を開始しています。また、平成30年4月から「生活支援コーディネーター」を配置しました。

生活支援コーディネーターは、「生活支援体制整備事業」の調整役として配置されています。役割としては、「社会資源の把握」「担い手の育成や発掘」「各種サービスの情報共有」「生活ニーズの把握・共有」とし、地域活動の充実や新たな活動の創出に向けた取り組み

を推進しています。

高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れたまちで住み続けるために、既存の組織や団体が横につながり、地域住民も含めた多様な立場の方が地域の情報を持ち寄り共有し、「生活支援コーディネーター」と共に、地域性を生かした自分たちのできる解決方法を考える場が協議体です。

現在、高齢者福祉に関わる多くの方と情報の共有ができることを目指し、「ほつとなまちをつくり隊」の例会を開催しているところです。協議体は住民による継続的な取り組みによって、助け合い活動を創出し、地域の基盤となることを目指しています。

「生活支援コーディネーター」と「協議体」は、それぞれの役割を担いつつも一方で協働しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための支え合いの充実や強化を進めるものです。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 高齢者福祉、この件に関しましては、前回の一般質問でも質問させていただきました。その中のご回答で、続けてで申し訳ないんですけども、やはりちょっと私として理解できなかった部分という形で聞かせてもらっております。その内容の中で、国や道がこれからどう考えていくかによって変わってくることが非常に大きくあると思うんですけども、町としてもやはりこれから福祉自体をある意味で要支援1・2等の方々を含め、軽度の方は自分たちで見合う互助ですか、に基づく中でしようという考え方、これを準じざるを得ないだろうという形でいろいろな協議体、それからコーディネーターという制度をさらに膨らませてやるという考え方。ただ、私ちょっとお聞きしたかったのは、国や道に制度的なものの変更を求めているんだよという中で、じゃどういう制度的なものに変えることを町としては望んでいるのかなということがもしあればお聞かせいただきたい。例的に言えば、こういうのが例でいいのかわかんないですけど、介護制度自体は非常に難しいのはわかっていますけど、国保が道への移管というのがあったように、そういうのに振興局ですとか道単位というものに、そういう管轄ですか、自体を平準化するため、保険料自体を平準化するためにするという方法論も一つあるんじゃないかなというふうに思います。ただうちの場合は保険料低いですから、一緒にしたらドンと跳ね上がるんじゃないかなと危惧はしますしね、それはいいかどうかはまた別として、例としてですけども、ただ、それとか、さらに公費負担を増やしてくれというような要望をなさっているのか、どういう形を先にこうあるのがいいというふうに思って、その要望等を出されているかをもしよろしかったらお聞かせいただきたい。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 国や道がどう変わっていくのかによって、また町もこれからのいろいろな考え方を変えていかなければいけないのかもしれないんですけど、介護保険制度自体は今これで、何て言うんですか、よく回っているということで、この仕組み自体に大きな問題があるということではないと認識しております。広域的な考え方と言うのも国保の広域化もありまして、将来的にはそういう考え方も出てくるかもしれないとは担当者としては思っているところです。でも今のところ、直近の課題としましては、やはり

保険料をどう下げるかということの話になりますと、やはり公費負担を増やしていくということが一番の解決方法なのかなと思ひまして、それを触らない限りは保険料はこのまま上がり続けることになると考えまして、町長、副町長とも検討しまして、期成会を通じての要望をするということで前回の議会においても回答させていただいておりました。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そうしますと公費の方の負担を増やすと。ですから個人の第1号、第2号等の負担を減らすような考え方をすると。でも公費増やすにしても、今、消費税どうこうって町長からお話ありましたけど、10%では足りないんだ、20%でも足りないぞというのが見解的には正直出てるので厳しい話かな。でもやっぱりそういう努力を続けていっていただきたいのですので、そういう言い方しかないと思います。

ただ、もう一方ですね、もう1点、やはり私も特に第2号の方、つまり、今、現役世代で働いている方々には27%の負担ですよ。これ天引きされてますから、あんまり大きく感じてられないのかもしれないですけども、結構負担大きいですよ、ただ、第2号の方の中には、国民健康保険税等を納めていない方とかも非常にいらっしゃる。だから収益も非常に厳しいものがある。そうなるやっぱり第1号の負担、今後さらに大きくなるんじゃないか。第1号というのは65歳以上の年寄りの、年寄りって言ったら怒られるな、ごめんなさい、言葉間違えましたが、ご高齢になられる方々等が年金から天引きですね、これが増えるというのは厳しい。やっぱりそれは認識されているとおり、町も認識されておるのですので、あれですけども、僕、国の体制等にあれするまで時間を含めれば、一つ疑問に思ったのは、今回もございましたけども、基金の取り崩し、いっぺんにはできませんよと。保有してたのは年度末に二千何百万か、28年度末で2,800かそれぐらい、二千何百万かでしたか、あったと思います。それでその基金取り崩しのために積むのは訓子府町どういうふうにされてたかわからないんですけども、ほとんどが剰余金の中から他市町村は余ったお金、これに対する、制度の余ったお金を基金として積んできた。それが大きいところは何十億円という形のが、その今回の値上げの中で取り崩しながら充てててる。当町としてもやはりこういう現状を踏まえた中で計画的に基金取り崩し等を見てますけども、積み立ては確か来年度も含める、今年度、来年度と百二、三十万ぐらいでしたよね、予定としては。基金積み上げというのは。ここら辺で当座のしのぎになるかもしれないですけど、やはりそこら辺ももう少し考えていくべき状況じゃないのかなと私思うんですよね、もう少し何らかの方法をとって、基金の作り出しにいろいろな規制があるのかもしれないですけども、やはりそこら辺はご検討いただく、例えばそれを100万円ぐらいでなくて、1千万円、2千万円というふうを増やすことによって、次の次回改定の3年後ですか、想定される、そこに取り崩しを図りながらやるとか、しのいでいくということは検討するべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 次期、介護保険策定に向けての基金を積み足していかなければいけないのではないかとご意見だったかと思ひますけれども、介護保険につきましては、積み足しする財源を一般会計に頼ることができません。介護保険の保険料の中で賄わなければいけませんので、介護給付費に対して、国が50%、そして道が25%、そして町が25%、そして残った50%を65歳以下の方が27%、そして65歳以上の

方が23%という仕組みになっておりますので、一切、一般会計からの財源補填のようなことはできない仕組みになっております。ですので、積み積み増しするということは保険料を上げない限り、そういうことができないと言いますか、理論上不可能だということで担当者としては理解しています。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） そこのご回答、前回のので十分わかってて、それでいて積む方法はないかと。積んでいくような対策をとっていかないと国、道の動きに対して要望、制度を変える中にも含みながらですね、そういう形で維持していくことをしなければ、近々のうちにもう、3年、もう2年後ですね、また改定になってくる。そういうふうなものがきますので、やはり何らかの策を見つける方法はないだろうかという注文といいますかね、要望なんですけども、それに対して、そういうふうな法的な決まりということで、ご回答いただけないんですしたらあれですけども、やはりいずれにしてもやっぱり高額になるというのは非常に厳しいと思いますので、そこら辺のさらにご負担かけて申し訳ないんですけど、何らかの検討方法はないかなというふうにお願いしたいと思うんですけども。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 感情論的によく理解できる。言っていることは、だけど制度はそれを許さない。ここが介護保険のうまいところなんですよ。実は2,600円、最初に2000年に始まった時に介護保険料をうちは置戸よりも安くということで、100円安く2,600円にした。予想どおり当時、浜という職員がしてましたけども、設定して、そして協議して作っていったんですけども、結果として3年後に750万円足りなくなりました。その時、僕が課長だった。750万円足りなくなったら、どうするかといったら国から借りる訳です。基金がありますから。それは保険料で3年間かかって返してくださいという仕組みなものですから、国保のように一般会計から750万円をぽっと持って行って保険料据え置きということできない仕組みになっているんですよ。ここがね、もう本当に腹立たしいというかね、だから管内の町村長たちが一番ネックで問題だと言っているのはこの仕組みの問題が一つなんです。それから今度10%に僕こだわって、これ訓子府町で提案して、管内のオホーツク圏活性化に関する要望書で各省庁とか北海道選出議員に出している要望書の冒頭に、北海道からちょっといかなものかというふうに消極的な意見もいただきましたけども、消費税率10%引き上げの時に保険料の低所得者軽減措置とそれから介護保険サービスの低下を招かない。同時にまた、この介護保険制度を安定的に運営できる状況を作ってほしいということのをこれ入れました。制度について、市町村の活性化期成会で要望を上げるのは、いかなものかということで、道の振興局ともだいぶん議論してましたけど、だから上げなきゃいけないんだということも言っています。厚生労働省へ行きます。僕は厚生労働省の老健局長と一番最初に激しくやり合った時は、要支援1・2を介護保険制度から外していくということを住民の、今で言う協議体やいろいろな自主的な活動にボランティアに委ねるんだというふうに、当時、三浦という老健局長でしたけども、町長さん、それはね住民の力を信頼してくださいなんてやられちゃいましたけども、非常にですから、この2000年に制定された扶助から介護を全体の力でというこの制度はですね、もうひずみにかかってきている。ですから根本的な解決は国の5割負担を6割負担にまでするぐらいの覚悟がなかったら、一層、第1号被保険者の保険料というのは、

議員も私たちも心配しているようにいくんじゃないかと。そうすると払えないという人が出てくるだろうと。この制度そのものがやっていけない状況が全国的な問題として、やっぱり関わってくるという点では、やっぱり政治的に決着していかなきゃならないだろうというふうに私は捉えています。ですから、何とかしていかなきゃならないという議員の要望というかご意見も私たちも同じ意見ですから、何とかしたいとは思いますが、そうはさせられない状況乗り越える。これはやっぱり国の考え方を変えていく。前回も言いましたけども、公明党の政調会長と話をした時も福祉の党公明党がこういった問題をどう捉えるのかというふうに質問を私は単独しました。そうするとやってきた答えが制度そのものを変えなきゃだめだという回答でありましたから、これはこれからさらにいろんな議論が出てくると思います。ちょっと長くなりました。

○副議長（西山由美子君） 残り1分です。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） へたくそで時間またなくなっちゃって協議体とコーディネーターの話は次になっちゃいますけど、基本的に何て言うんですかね、今、福祉全体含めてなんですけど、国自体の考え方が民間に本来行政等が中心でやってきたもの、ですから地域包括センターでもう僕は協議体だとか、そこも含めて、そこがもうこれだけ頑張っているんだから、とりあえずそこに任せてだと思いうんで、さらに民間にというスタイルがどうも納得いかないという形での質問なんです。そこに対してだけ、もう時間なくなりましたのでいかがお考えかということだけ。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 申し訳ない、あと19、全く同感です。同感です。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） すいません、尻切れとんぼで申し訳ないですけど、以上をもちまして私の一般質問を終わらせてもらいます。

○副議長（西山由美子君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、皆さんと同じになりますけども、この度の北海道胆振東部地震につきまして、被災された皆さまにお見舞い申し上げたいと思います。ただ、このことに関しましては、地元については大変地震ということの被害があつて大変だったと思いますけども、やはり一番の問題は北電の電気が全道的に切れたということで、普段でしたら我々の生活にはあまり影響がなかったかもしれませんが、今回そのような北電の体制のもとで、我々も甚大な被害を受けたということに対しては、これは電気に関する今後の対策等についても、や

はり町としましても、いろいろな対策を講じていただきたいなということを感じております。

以上でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

高齢者ドライバーの事故防止対策についてということで質問させていただきます。

北見警察署における平成30年度の交通安全運動の推進方針においても一番上位の重点項目として挙げられるのが「高齢者の事故防止」です。

高齢者の行動特性を理解した安全運転の普及、高齢者宅への訪問活動、ひと声アドバイス等による安全指導、高齢者の身体機能を自覚した安全な交通行動となる安全教育の推進、運転免許証の自主返納者への支援に関する情報の提供推進などを旨とするものであります。

訓子府町においても高齢者の関係する交通事故が毎年のように起き、このことに対しての積極的な対策が必要と思われまます。具体的な施策について何点か伺います。

一つ、高齢者の免許の自主返納者への対策の一つとして実施している「高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業」を免許証自主返納者には70歳からの適用を考えませんか。

二つ、高齢運転者の実情を考えると、多少無理をしても運転せざるを得ない事情があると思います。家庭内での運転に対する約束の取り決め、免許証更新時のアドバイスなど運転を安全に継続できるための対策も必要と思いますがどのように考えますか。

三つ、どうしても免許証を返納することのできない事情のある方に、事故防止に役立つ「サポートカー」の購入に補助金を出す施策を考えませんか。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者ドライバーの事故防止対策について」3点のお尋ねがございましたので、お答えいたします。

まず1点目に「高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業の対象年齢を、免許自主返納者については70歳からの適用を考えませんか」とのお尋ねがございました。

警察庁の統計では、高齢者の申請による運転免許の取消件数、いわゆる免許自主返納の件数を見ますと、平成20年には全国で2万8千件だったのが、平成29年には40万5千件にまで増加しており、高齢者の免許保有人口の増加も要因のひとつではありますが、交通安全意識の高まりと高齢者運転の特性への理解が進んだことや運転経歴証明書の交付も含めた免許自主返納制度への理解が広がりつつあるのではないかと考えられます。

さて、本町が独自に実施している高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業につきましても、対象年齢を75歳以上とし、高齢者の免許の自主返納者への対策という側面もありますけれども、お年寄りの足の確保と定住環境の向上などを目的としたものであります。

制度としましては、昨年度、利用可能回数を従来より2倍に拡大し、本年度は、町内でのハイヤー利用の自己負担額を300円に引き下げるなど、内容の拡充を実施してきたところでありまます。

お尋ねのありました、免許自主返納者を対象とした適用年齢の引き下げに関しましては、

免許を保有していない方とのバランス、さらに本町の地域特性などを考えますと、前期高齢者の段階から町が積極的に自主返納を促すことが本当に良いのか、あくまでも本人の意思を尊重すべき事柄であり、現時点で70歳まで引き下げは考えておりません。

なお、運転経歴証明書の交付など免許自主返納制度の啓発、警察等の協力も得て高齢者を対象とした講習会の開催など、高齢者の交通安全意識や危機意識の向上、高齢者運転の特性への理解を深める活動に対しては、引き続き取り組んでまいります。

2点目に、「高齢者の運転を安全に継続できるための対策の必要性」についてのお尋ねであります。

ご質問にもありましたように、家庭内での運転に関する約束の取り決めや免許更新時のアドバイスなどは、大切な事だと考えております。

免許更新時においては、70歳以上であれば高齢者講習の受講、75歳以上であれば認知症検査も加えて高齢者講習を受講することとなっており、こうした機会を通じ、改めて高齢者運転の特性に対する認識や安全意識が高められるのではないかと考えられます。

また、町としましては、1点目の回答の中でも触れましたが、各種啓発活動や講習会の開催など、高齢者の安全運転対策に努めてまいりますのでご理解願います。

3点目に、「免許証を返納することのできない事情のある方に、サポートカーの購入に補助金を出す施策が考えられないか」とのお尋ねがございました。

警察庁では、高齢者運転による死亡事故の最大の人的要因は操作不適であると指摘しており、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車、いわゆる安全サポート車の普及啓発は、有効な対策のひとつでもあり、民間と連携して試乗会等の各種イベントの企画や啓発チラシの配布などが行われております。

一方で、安全運転サポート車は、正しく運転すれば安全性が高いといえますが、条件によっては装置が作動しない、操作方法や運転装置に対する理解不足による事故が懸念されるとの指摘もあります。

自動車メーカーでは、2020年に、ほぼすべての新車に自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を標準装備またはオプション設定する方針を打ち出しているとお聞きしており、今後普及が加速することも見込まれますが、こうした技術は、すべての危険をカバーしてくれるものではなく、あくまでも法令を遵守し安全運転で走行する車を支援するものであるということ認識すべきと考えております。

このようなことから、安全運転サポートカーに対する補助につきましては、今後の情勢や国・北海道・近隣自治体等の動向を注視している段階でありますのでご理解願います。

以上、ご質問のありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ありがとうございます。私としましては、本当に皆さんも感じていらっしゃると思いますが、前回もこのようなことで質問させていただきましたので、またかというような感覚があるかないか別としまして、前回、免許返納についてだけを特にということで考えてやりましたが、それを質問するうちに、やはりそれじゃ駄目なんだと。やはり高齢者全般の交通安全に対しての質問と対策をしなければ、免許返納だけではこの解決には至らないんでないかというようなことを考えましたので、今回は私の熱の冷

めないうちに次の質問をまた今回も同じようなことを質問させていただきましたので、その点についてはお許し願いたいと思います。

まず、一つ目の、この高齢者ハイヤー利用サービスや路線バス高齢者支援事業というのは、前回の返答の中でも、町としては、ある意味、そういう免許返納者への対策の一つだということの回答をいただいていますので、やはり返納者に対しての一つの手段として考えているというふうに理解させていただいています。ちなみに交通安全関係、免許の関係でいけば、高齢者というのは65歳以上がもう高齢者扱いだということで警察あたりは対象としていますので、これを70歳からっていうことにしても65歳というの、私はもう65歳になりますので、自分自身では自信のある方については本当に返納なんていうのは考えないし、普通にまだまだ運転できる年だとは思いますが。ただ、先ほどの町長の答えの中には、まだそういう意味では考えないんだと。70歳でそういうことは考えていないというようなことでありましたが、確かに健康な人間からいきますと、本当に65、70なんていうのは、まだまだ車を運転できますし、自信があれば心配ないなということありますけども、これ全体の比率の中で、やはりどうしても体の関係、病気の関係とかで、仕方なく運転しなきゃいけないという方はたくさんいらっしゃいます。75歳以上の方、事故などの状態を見ますと確かに75、80という方の高齢者の事故というのは多いんですけども、その中でもやはり70歳以上、70前後の方でも、やはり体調が悪いということで仕方なしに車を運転しなきゃいけないというような方も確かにいると思います。そういう方が実際に免許返納を考えても、足の問題等がありますので、危ないと思いつつも運転していかなくちゃいけないというのが現状、現実として存在すると私は思っております。やはりこの自主返納という制度をやはりある意味、進めていかなくちゃいけないのが世の中の流れじゃないかと思っておりますので、その足がかりとして、訓子府町で70歳以上の方にはそういう、75歳以上の方にやっているサービスを自主返納した方には70歳からでもそういうサービスを受けられますよという自主返納をある意味でしやすい制度の一つがあってもいいんじゃないかということで非常に考えているんですけども、再度その点についてお答えをいただきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、70歳以上の方の自主返納者の方も高齢者ハイヤーサービスなり、路線バス利用支援サービス、これらを対象年齢を引き下げてはどうかというお尋ねがございました。現在70歳から74歳までの人口でいいますと、約400人程度おりまして、そのうち免許保有者というのが約4分の3程度、290人程度、それから残りの4分の1、110人程度については免許を保有されていないという状況になっております。今、自主免許返納者に限って70歳からそうしたサービスを受けられるような特典といいますか、そういう制度があってもいいのではないかというお尋ねがございましたけども、ただいまお話ししましたとおり免許保有者とそれから免許を保有していない方、そういった方の一答目でもお答えしましたが、そういった均衡を考えますと自主返納者に限定したものということでの制度については、今のところ考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 考えない理由が、免許のない方との均衡性がとれないと。それが

理由だとすればちょっとおかしいかなと。もちろん免許を持っている方が運転するんですから、免許を持っている方、車を運転する方がそういう事故を起こすと大変危険であると。そういう比率が増えるんで自主返納を勧めるとか、そういうことが根本だと思いますので、免許の持っていない人と免許を持っている人がいて、その均衡がとれないというのは、ちょっと理由としてはおかしいんじゃないのかなと思うんですけどね、今、免許を持って実際に運転している方が今後、事故を起こさないための対策として、そういうことを考える訳ですから、これはそういう均衡性の必要性はあまり感じないんですけど、そこら辺もう一度お願いします。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 自主返納だけでなく、高齢者の事故防止という点で申し上げますと、はじめに回答した中にもありますとおり免許の更新時の講習ですとか、そういった面で、その際に自主返納制度についてのそういう啓発も警察の方では行っておりますし、また75歳を超えればお答えしました認知機能検査なども受けまして、そうしたことで高齢者の自分の運転技能の自覚といいますか、理解をいただくというような機会も設けておりますので、そうしたことで高齢者の事故防止を図っていくべきではないかなというふうに思っています。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ですから、逆に言おうか、要するに今、先ほどの回答にありましたように70歳から74歳までの免許を持っている方が290人程度いるんだと。持っていない方は110人程度だと。その均衡があるんで、そういうことはちょっと不公平になるんじゃないかというような意味じゃないかと思います。それとさらに今言った返答でいきますと、75歳以上になれば、70歳以上でも免許の更新の時にはそういう返納を警察の方でも勧めているし、そういう75歳以上になれば認知症のどうのこうのという話もありますけども、そういう今まである対策の中でというか、対策というか、それは流れの中でやっていることですのであれですけど、やはりそういう事故を防止するための対策なんですよねこれはね、ですから免許を持っている方がいらっしゃるんですから290人、その中で、自主返納と言いましても前回もお聞きしましたように、何百人いても実際にやられたのは5人とか6人だと。それぐらいの現状なんですけども、これ何もなしにそういうことをやった5、6人の方っていうのは、よっぽど切羽詰った中で、もうどうしようもないという感じでやっているんでしょけども、その人が事故を起こしたか起こさないかというのは別の話ですけども、やはり今いる290人の中でも事故予備軍といいますかね、やはり事故はいつ誰が起こすかわかりませんが、特にやはり高齢者になってくると、そういう確率が多いというのが統計的にも出ておりますので、その中で自分に自信のない方、不安を持っている方というのは、これ290人いても20人いるのか10人いるのかわかりませんが、そういう方だけでも、やはり救うために、そういう自主返納することによる、その一歩を踏み出すための助けとなる、こういう制度という必要性は絶対あるんじゃないかと思いますけどもいかがでしょう。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町が独自に実施している高齢者ハイヤー利用サービス、それから路線バス高齢者利用支援事業ということと自主返納の部分、ちょっと切り離すといい

ますか、ちょっと別にお答えしたいと思いますけども、町が独自に実施しているそのサービスにつきましては、免許を持っている、免許を持っていない関係なく、対象年齢を75歳以上の方を対象とした生活交通対策と申しますか、通院なり買い物なり、そういったことで利用いただくという足の確保ということを主眼において制度化したものでございます。その対象年齢の75歳を設定した段階で、そうした自主免許の返納の方と申しますか、統計的にも全国的には70歳以上の方で70歳から74歳程度で自主返納をされている方も多いんですが、やはりこうした地方の方になりますと、やはり80歳以上ぐらいが一番多い年齢層になっています。このサービスを考える時に、そうした後期高齢者、それと自主返納される方も75歳以上になると増えてくるのではないかとということも考慮した中で、その年齢設定させていただいたという経過がございます。そうしたことでするので、この自主返納者だけに限ったサービスでもございませんので、今のところは年齢の引き下げについては今のところ考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 前回、私、聞いて、いろんな町では、どうなんですか、自主返納に対するそういう対策というのはあるんですかというようなお話を聞いた中で、実際にやっているのは返納した時に美幌で2万円分のハイヤー券をくれるとか、遠軽では何千円だったかな、なんぼかの町がそういうことをやっているだけで、やはり訓子府町を動かすだけのよその市町村の対策というのはなかったのは確かです。ですが、その時の返答の中にも、やはり自主返納は必要だと。自主返納した方には、そういう高齢者ハイヤーサービス、バスの補助があるから、これで我々是对応しているんだってお話をされたと思います。ですから、やはりそういう自主返納の必要性とか、高齢者の交通事故をなるべくなくしていこうという方向性というのはあるんだと思います。ですから、そのためには、やはりもう70歳、65歳以上はもう交通関係でいけば、高齢者というくくりを持っているぐらい、やはり70になると、やはりそういう危険性のあるということは、危険性が全部あるんじゃないかって、ただ、そのうちの何%の人がそういうものを可能性があって、逆に言うと体の悪い方とか、運転するのも大変だという方いるはずなんです。そういう方々がもしかして、そういう方にとっては事故を起こすという確率は普通の人よりはきっと多くなるんじゃないかって、それは予想しない限りわかりませんが、予想の段階ですけども、やはりそういうことを考えた中で70歳以上の方にも自主返納を勧める、事故を防いでいこう、そういう取り組みこそが行政が成すべき仕事じゃないかと思っております。ましてや訓子府の場合は75歳以上の方にはそんだけのサービスをしているんですから、それをしても事故防止のために自主免許返納していこうじゃないかと。そういう方がいれば、70歳以上、何人、本当にそれをやってもきっと何人それが手を挙げて自主返納してくれるかはわかりませんが、やはり訓子府町として、そういうような対策を、そういう自主返納に対する対策を持っているんだよということの必要性はあるんじゃないかと思っておりますけども、やはり70というのは、75歳以上は今、当たり前の訓子府ですから、これを70歳にすることによって、やはりアピールというか、そういう心がけ、体制というもののアピールにはなるんじゃないかというふうに考えます。そういうアピールも必要じゃないかということで70歳ということをお願いしているんですけどもいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 75、2、3の考え方、これは免許返納政策というよりも高齢者の足の確保をどうするかというところからこの政策っていうのは始まっている訳です。最初は広島県等の学びながらデマンドタクシーからスタートして、デマンドタクシーでは、なかなか本町としてはそれは非常に不都合だということもあって現在のタクシーサービスを行いました。75歳以上の方が一つは後期高齢者だと。それからの状況でしょうと。それから免許返納はやっぱり75歳を超えた方々が免許返納をするということがやっぱり多いということも考えて75歳を一定のラインとして設定するという事でこの政策を決定し、議会にお諮りし、現在もあれしていると。その中での議論でも余湖議員から市街地と実践会と差別でないのかと。すなわち市街地の人は使いにくいと。基本料金のサービスだけだと市街地の者はほとんど利用できないのではないのかというご意見もいただきました。私はそれは差別ではないと。一律して政策というのは、あの地域、この地域というよりも一律して基本料金ということをやっていました。見直すとすれば、一律で市街地の方も、それこそ実践会の方もより利用しやすい状況を作っていくということで300円にさせていただいたというふうにご理解いただけたと思うんですけども、ですからそれを70歳にするべきかどうかと。私は今そんな考え方は到底持てない。すなわち私はもう72になりますから、元気でない方も元気な方もいろいろおりますよ、だけど、そして70歳になったら、この間、高齢者ドライバーの講習会を受けてきました。一緒に同乗した、試験を受けた70歳以上の方、2人落第しましたね、やっぱりそういう本人の自覚と認識がないとですね、これ免許返納というのは大変難しいのではないのかと。ですから制度として、やっぱり免許返納をしてくださいという呼びかけは積極的にさせていただくと。あらゆる機会にそういう研修の機会にぜひという話はさせていただこうとは思っていますし、講習会等も充実していかなくゃならない。しかし今の段階で70歳以上をこの免許返納の政策として打ち出すかどうかということについては、私は今の段階ではそういう考え方には立てないというふうにご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 私は提案します。町長は決定しますという関係にありますので、これはこちらの意見を十二分に伝えて、それを理解して実施してもらうような方向性をとるのがこういう機会だと思いますので、私は再度言わせていただきますけども、やはり町長は確かに72歳でも元気な、日頃から鍛えていらっしゃる素晴らしい老人じゃないかと思えます。ただ、今いる290人免許を持っていらっしゃる方の中で、町長のような方は上50人ぐらいの中にしか入らないんじゃないか。次の100人はやっぱりもっともっと動けない人です。下の方の50人はきっと歩くのも大変な方も70歳過ぎればいるんじゃないかと思えます。やはりそれぞれの生活があって、それぞれの中で、先ほどのバスのデマンドから始まっての流れは前回からたくさん聞いていますけども、やはりそれぞれの中でいろいろあって本当に免許をね、車を運転しなきゃどうもしない方がいるのは確かですね、そういう話はもう確かですから、ですからそういう方の中でも、やはりこれがハイヤーが使える、バスの券がもらえるということになれば、危ない事故を起こすような免許はもうやめようよと。そういう方も絶対いらっしゃる。そういう人が1人でも2人でもいることによって、事故が一つでも二つでも減る可能性はきっとあるんじゃないかと思えます。私はやっぱりその点を重視、全体がいくなくなることも政策として必要なことかもしれません

が、やはりそういう危険性を持った少数の方が助かる部分の政策というのも絶対必要じゃないかと思います。これによって予算措置が何千万円も何十万円も何百万円も変わってくる訳じゃないような金額の話ですので、ぜひとも訓子府町が率先して、そういう対策を取ることによって、よその市町村にも広がっていく、波紋していくような対策になればいいと思っの提案でございますので、最後にこのことについて、もう一言お願いします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一般的にいうと検討させていただきますという、参考意見として伺いますという答弁になるんでしょうけども、ちょっとそれではあまりにもつれないんで、私もこの政策をやって何人かの方から、町長70歳からにしてくれという意見もいただいています。だけど、それは全体的に一つの基準を作ることだから現時点では70歳からということにはできませんという話をさせていただきました。それは今でも間違っているとは思ってませんが、その他に例えば町の在宅福祉サービスの中で障がい者の外出支援サービスとかですね、移送サービスがあります。町で移送したり、あるいはタクシーを利用していただくものに対する助成券とかありますので、それらも含めた移動の活用をぜひしていただきたいというふうに思いますし、現時点では議員のお尋ねのあった70歳以上にする考え方は今の時点ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ちょっとやっぱり話の、もちろん町としての対策はそういうふうにあるからというそちら側の話の筋は私も理解できない訳じゃないです。だからそれを越してでもやはり290人の中の5人でも10人でもそういう人方が、いや、要するにね、在宅サービスとか移動サービスとか、そういうもの、よっぽどで受けなきゃいけない方はもっとひどい方ですよこれは。やはりそこまでいなくてもやはり日頃の利用の中で車を使わなきゃいけない。仕方なしに使っているんだと。ヒヤヒヤながらも使っているんだという人がきつといます。そういう方のためにやはり将来、将来じゃないですね、本当に近い将来、私はぜひ考えていただきたいと思いますので、これはそういうことで平行線ですので、やはりそういうお願いをして、このことに関してはよろしくお願いしますということとで終わらせていただきます。

次、2点目ですけども、行きます。ちょっと急がせていただきます。

2点目の高齢者運転の実情を考える中での家庭内の取り決めですとか、更新時のアドバイスとか、いろいろ言いましたが、これは前回も提案させていただきましたように、高齢者が安全に運転するためには家族、家庭での取り決めとか条件付き限定免許のすすめとか、そういうことは大変必要だと思います。それと先ほど町長も、あと3年後には受けるだろう認知症の試験とか、高齢者の試験とか、そういうものあります。そういうものに関して、やはり町として年1回講習会等でやっているというようなご返答がありましたけども、やはりきちんとした形の中で対象者を絞った中で、そういう交通安全関係の役場の職員だけでは無理でしょうから、安全協会とか、そういうところと協力した中できちんと対象を絞った中での講習ですとかアドバイスの機会があればいいなと思いますけども、そのことについてはいかがでしょう。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、そうした専門機関なんかの連携して講習なりアド

バイスの機会を設けてはどうかというお尋ねございました。その点で、今年も若がり学級での集まりがございましたので、その中で北見警察署の方から署員に来ていただきました専門的なお話、それから今年はしておりませんが、過去には先ほど出ておりました自主返納制度などの関係ですとか、そうしたことをお話させていただいておりますので、今後とも引き続き啓発、それからそういう講習会等に努めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） そのことについては、本当にきちんとした組織の中で、きちんとした形で、そういう年1回とかっていう話じゃなくて、やはり現状見据えた中でのきちんとした対応をお願いしたいなということですのでよろしくお願ひします。

三つ目のサポートカーの話なんですけれども、これは言ってしまうときりがない。言ってしまうときりがないないということは、なんぼ安全に作った車でも安全に運転しなきゃ駄目だと。そんな感じの中で、そういうものに対する補助は考えないんだということになりますけれども、そういう回答でしたけれども、やはりこれも先ほどの70歳返納と一緒に本当にそういうものが必要だけでも運転しなきゃいけないと。どうしてもつらいけども運転しなきゃいけないという方が1人でも2人でもいるんですしたら、やはりそういう方が安全に運転できるためには、そういう制度の必要性というのはあるんじゃないでしょうか。5万、10万、車が何百万して、5万、10万、サポートカーというのは大概5万から10万とか普通のやつよりも高いとか、そういうような話もあるんですけれども、やはりそれをなんぼ補助できるかということは気持ち次第なんですけれども、やはりそういうことをしてでも安全運転に対する対策をとるんだという心構えの問題もあるんじゃないかと思えますので、トータルになってしまいますけれども、やはり言葉としては非常に高齢者の交通安全について対策をとっているということですが、やはりそういう自主返納に対する年齢のダウンとか、それからこういうサポートカーにでも補助しますよというような心構えというのは、政策というのはあれば、使う人は何人もいませんよ、いませんけれども、やはり実際に困っている方には非常に助かる政策じゃないかと思えますので、トータルの中で高齢者の交通安全対策ということについては、さらに気を使っていたきたいと思えます。最後に一言お願ひします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 冒頭の答弁で申し上げましたように今、技術的な革新がどんどん進んでいるという状況であります。今、その自動ブレーキやいろいろなものをつけたから、あながち全部安全かどうかということを含めて、まだまだ課題が多いようですので、これらも見極めながら、また全国の市町村の高齢施策、ドライバー施策の中であるべき論の中で検討していきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ぜひ前向きに、さらに考えていただいて対策を練っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。教育長にお願ひいたします。

小中学生の社会体育スポーツ大会への大会派遣費についてということでお伺ひいたします。

訓子府町のスポーツ少年団の活動については昭和45年当時より活動が始まり約50年の歴史が刻まれてきています。

その間、訓子府町は活動に対する場所の整備・大会へのスクールバスの利用・指導者確保への表彰規定の設置、さらには他市町村にはない高額な活動補助金の予算措置など、非常に高い理解と協力をしていると感じております。

ここ数年来、活動の成果として管内大会を勝ち抜き北海道大会への選手の出場の機会が多々見られますが、大会にかかる経費については訓子府町の大会派遣費から引率指導者には全額、選手の子どもたちについては半額が補助されていますが、各家庭の保護者の経済的負担は子どもが頑張れば頑張るほどに増大するものと思われまます。

そこでお尋ねいたします。

少年団等の北海道大会への派遣費の全額補助への考えは。

以上、お願いします。

○副議長（西山由美子君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「小中学生の社会体育スポーツ等への大会派遣費」に関し、少年団等の北海道大会への派遣費の全額補助の考えについてのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

スポーツ少年団は、スポーツを通して子どもたちの健全育成を目的とする団体で、本町では昭和45年に剣道少年団尚武館が設立されたのが最初であり、昭和55年には訓子府町スポーツ少年団本部が結成され、以降多くのスポーツ少年団が設立され、現在では8団体233人の団員が加入しており、スポーツ少年団の加入率も高く活発に活動が行われています。

こうした状況の中で、町としてはスポーツ少年団の活動の場所であるスポーツセンターをはじめとする社会体育施設の整備や施設使用料の免除、活動費補助金、指導者養成、スクールバス利用、成績優秀な団体や団員、指導者の表彰制度、職員による相談体制などの総合的な支援により、子どもたちにとってより良いスポーツ環境づくりに努めております。

大会派遣につきましては、「訓子府町社会教育・社会体育関係大会等派遣費補助要綱」に基づき、回数に制限がありますが管内予選を通じて全道大会に出場する際に補助対象経費の2分の1を、全道予選を通じて全国大会に出場する際は補助対象経費の全額の助成を行っております。

この制度については、これまで社会情勢や近隣市町の状況、各団体のニーズに応えながら補助の内容を見直しており、特に小中学生にとっては全道・全国大会に参加することは貴重な体験となることから、全道大会の出場権を得たものや、標準記録等を突破し全道大会へ出場する際も補助の対象とし、また、全道予選を通じて全国大会に出場する際の補助率2分の1を全額に増額するなど制度の拡充を図ってまいりました。

さらに平成28年度からは、要保護・準要保護世帯について対象経費の全額公費支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減を図ってきたところです。

本町のスポーツ少年団などに対しては、活動費補助金などの総合的な支援は他市町と比較しても充実した内容であることに加えて、これまでも様々な情勢の中で大会派遣の制度の拡充を図り手厚い支援を行っていることから、少年団等の北海道大会への派遣費の全額補助の考えにつきましては、現時点で現行制度を見直すことまでは考えておりませんが、

今後の社会情勢や近隣市町の状況、各団体や保護者のニーズを踏まえながら、補助内容については今後も調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 回答ありがとうございます。回答の内容につきましては、よく補正予算等でこういう話が出ますと私が質問することに対する返答と全く同じようなもので、当然でしょうけども、同じ内容ということで、予想していたとおりということになります。ただ最後のくだりの中で今後の社会情勢や近隣市町の状況、各団体の保護者のニーズを踏まえながら補助については今後も調査研究していきますというようなくだりがありますが、この中でやはり近隣市町の状況なんていうのは、あまり考えないでください。やはり訓子府というのはスポーツ少年団のそういう補助については非常に突出している場面がございますので、よその町のことを考えてもらいますと、逆に言うと今よりも補助を落としていかなきゃいけないとかって言われたら困りますので、やはり訓子府町自体でいきますと、訓子府町の子どもたちの現状というものを考えた中で、これからも発展的な補助をお願いしたいというのが、まず一つ目なんですけども、私は今回この質問をさせていただくにあたりまして、先ほど言いましたように、いつも同じような質問しかしてませんので、これがやっぱりもうひと押しするため何が必要なのかなって、ちょっと考えたんですけども、それでスポーツ少年団の実際の子どもたちの親というのは、どういうふうを考えているのかなと思ひまして、各少年団の先生方をお願いしまして、アンケートをとらせていただきました。ただ、これまた運が悪いというのか、私は先週の火曜日に皆さんにお願いをしたんですけども、それが木曜日の地震、停電ということで、練習とかあれがちょっと金曜日とか木曜日休みになっちゃいまして、ちょっと回収率が悪かったんですけども、私の手元にあるんですけども、議会でやったアンケートよりはちょっと回収率いいんですけども、これは、そういう面でいくとまだまだ意義があるかなと思っております。この中で実際に経済的にどうなんだということをお聞きしているんですけども、私は剣道少年団のことはよくわかっていますけども、他の部分は知らなかったんですけども、年会費というのは平均すると大体1万円、高いところでは1万5千円とか、8千円とか、1万円ぐらいが大体多いんですけども、年会費というか、保険料込みなのかどうかわかりませんが、年会費は1万円ぐらい払っていると。その他に少年団自体が活動するのに年間どれぐらいお金かかるんですかと。普段の活動の中で、ユニフォームを買うとか道具を買うとかまでいくのかどうかはわかりませんが、そういうふう聞いたところ、平均すると大体1万5千円ぐらいですね、3千円、7千円とか、1万5千円、多い子は2万円とか、それぐらいのやはり普段の活動の中でお金がかかるんだよと。それから補助の一切ない網走管内の大会とかに出ますけども、それについてはどれぐらいかかるんだいという、年間3千円ぐらいから1万円ぐらいまで、剣道でいきますと大会の参加費は個人で払ってもらいますから年間1万円ぐらいは剣道でも大会に出るための経費として1万円ぐらい別に払ってもらおうという格好あります。それでさらに全道大会というのは出た子どもたちしかわかりませんが、全道大会に行ったことのある方に聞きますと、1回平均1万円から大体2万円ぐらいまで、1回かかるというのが現状でございます。これは全道に関しては全員が行く訳じゃないですし、選ばれし者ですけども、1万円から2万円だと。それぐらいかかって

いる。ただそれを3回行くと、3回全道へ行ったことがある子がいるのかな、いるのかも
しれないですけども、3万円かかっちゃうんだよと。そういうようなことがあるみたいで
すけども、補助対象にならない大会もあるんで、そちらの数字とちょっと違うんじゃない
かと思えますけども、やはりそれぐらい現状としてはあります。ですからこの数字がそう
やっていますと平均で何かのスポーツをやっている子どもたちは年会費、活動費、大会
経費を合わせると大体平均すると2万円から3万円の間は、やっぱり1年間かかるんだな
と。これがさらに全道大会へ行くと、この間の野球のね、2泊3日か3泊4日で行っちゃ
うと2万なんぼかかりますんでとか、そういう形が数字的にいくと非常にこれが経費の割
合が高いのか安いのかというのは、それぞれの家庭によってももちろん違うでしょうけど
も、非常に私としては大変なことがあるのかなと思っております。それで資料としていた
だきました町で大会派遣費として出している数字をいただきましたけども、これについて
は全体の中で平成27年度が全道大会関係で、要するに2分の1の補助でいきますと大体
50万円ぐらい、28年度が30万円ぐらい、29年度が25万円ぐらいをきつと補助さ
れているんだと思います。ですからこの数字についても、これが私が言うように全額にし
ますと、今言った数字の倍になる訳なんですけども、それが町にとってお金を出すのが大
変なのかどうなのかってことは別として、お金を出すのが大変だから出さないというこ
とは、きつとそういう理由はきつとないんだと思えますけども、そういうようなことでいき
ますと、これまずなかなかやはり全道に行くということは大変だと。さらに全道というこ
となんで大変なんだということを考えます。それでこういう子どもたちがかかっている経
費のまず数字だけお伝えしましたが、この中でやはりまだ考えは、全額補助して頑張っ
てくれというような気持ちは変わりませんか教育長。

○副議長（西山由美子君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず前段、余湖議員が今までの少年団本部の本部長をやられた
んで、いろいろ状況としては特に少年活動に対するスポーツ環境づくりについては非常に
関心を持ちながら、様々な場面でご意見をいただいているところでございます。その中で
余湖議員がおっしゃった他町と考えないで、比較しないで訓子府町の中でというお話もあ
りましたけど、確かに今、余湖議員のおっしゃっている活動をする中で負担という部分
では、会費もありますし、それぞれユニフォームだとか大会のかかる経費ってあるって
いう部分で今、ご紹介あったところです。そのようなことも含めてうちの町では少年団対
して活動費補助金ということのある程度の部分で、他町と比較したらどうだということ
はあるのかもしれませんが、そのこの部分の保護者負担軽減をやりながら、私、前段の回答
で申し上げたように、大会派遣費だけの支援ということじゃなく、教育委員会としては総
合的なやっぱ少年団活動に対する、そういう環境づくりというところで、様々な施策をし
ておりますので、そのような状況の中で、あと例えば経済的な問題でいきますと平成28
年度からは経済的に厳しいご家庭の準要保護の家庭に対して全額公費負担をしたりとい
うような状況もありますので、そのような状況の中でまた少年団本部の方々たちや社会情勢
をみながら総合的な中でどうすべきかということは調査研究してまいりたいと思ってい
ますのでご理解をいただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） もちろん調査研究していただきたいと思えます。ちなみに

教育長言われましたけども、私は本部長はやってましたけども、本部長をやっている時はあんまり感じなかったんですけども、今回こういう質問をするに当たって、やはり少年団のこういう底辺の声を聞かなきゃいけないという、聞く必要性ができて、今回アンケートをいただいた訳なんですけども、これはやっぱ本部長の時にまともに考えてこういうことをやるべきだなと思いました。それで今の本部長には後でお願いしたいなと思ってはいますけども、やはり末端の声を聞くということの必要性は非常にあるなと思いますので、私はいただいたアンケートの中に一言やっぱり少年団活動に対して何かあれば書いてくださいというようなことをお願いした中で、やはり全道大会は負担になると実際に。行けば行くだけ負担になる。これは言葉、ここに書いてある言葉で、何名かの方が書いてあるんですけども「子どもが頑張れば頑張るほど大変になるんです」って書いてあります。確かに。私もそれを言っていますけども、やはり頑張れば頑張るほど、全道に行けば行くほど、全国は全額負担になりますからね、まだいい場面ありますけども、それもこずかいがかかるなんて思っている親もいるかもしれませんけども、それは全道大会に関しては、そういう参加経費についての2分の1ということで、本当に頑張れば頑張るほど家庭にとっては負担が増えてくるというのが確かに現状なんですよ。これは自分の子どもが好きでやらしているんだから、任意でやっているんだから、そんなもの shouldn't だろうと。家庭の責任だろうって言ってしまえばおしまいなんでこれは。やはりその頑張りを家庭とともに共同して援助していけるのが町の仕事じゃないかと思っておりますので、私は質問書にも書いてありますとおり本当に訓子府というのは素晴らしいところだと思っています。本当にありとあらゆる面で援助の補助金の金額にしろ、施設にしろ、バスにしろ、表彰規定にしろ、本当に素晴らしい対応をさせていただいている町だと思っておりますが、これはやっている者にとっては、やはり、それもそちら側にとってはきりが無いのかもしれませんが、やはりこれは頑張っている証拠なんですよ、全道大会、こんだけのチームが、数の子どもたちが頑張って全道に行くというのは、やはり頑張っている証拠で、やはりその頑張りが、やはり将来の本当に子どもたちが健全育成をされていることの表れであって、将来の大人になった時の本当に良い経験の一つなんですよ。このためにやはり訓子府町は昔からこういう青少年の健全育成に関しての協力が非常に進んでいるんだと思います。やはりここはもう一步、今一步ですよ、これは全道大会の経費を全額補助にしたら、もうあとしばらく何も言うことないと思いますんで、来年までは。とりあえずこのことについての評価は非常に大きいものがあると思います。実際に本当に父兄の中にはまだまだいます。指導者に対するお礼もできないよと。もっと補助金増やしてくれたらできるのかなとか。体育館貸してくれていいけども、体育館のことは褒めているしかないですね、体育館貸してくれて本当に助かるとか、そういうのタダで使わせてもらっていいとか、本当に全額補助してくれたらもっと嬉しいって書いてあるんですよ、そういうことの現状をみますと、やはりここは教育長の英断で、町長も後ろに待っていますので、ぜひ、いい返事を聞かせてほしいんですけどいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ちょっとアンケートの聞き方がどういう聞き方をしたのか、ちょっとわからないんで、私として、そのことがいろんな部分でも答えがあって、今の余湖議員からの、それはそれとして、保護者からの真摯なご意見ですので、それらを尊重した

いと思っております。それと言われるように、支援をどこまでが行政が担うべきかというのは非常に難しい問題だと私自身も思っていますし、それと何て言うんですかね、受益者負担という言い方していいのかわりませんが、そこのバランスはやっぱり考えていかなきゃならないと思います。だからって大会派遣費だけを全道大会の部分で全額にするべきかどうかというのは、先ほど来、私言っているように、やっぱり教育委員会としては、その少年団なり子どもたちのスポーツ環境づくりにどうすべきかということハード的な整備もありますし、ソフト的な整理もありますし、その辺のところを総合的に考えながら支援については考えていきたいと思っていますので、特に少年団関係につきましては、これから少年団本部を中心としながら様々な機会ですらそれらのご意見等を受けながら努めてまいりたいと思っていますのでご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 先ほどの免許返納に関する話の中でも免許を持っている人と持っていない人の均衡がとかね、そういう話が出ました。今も同じように各少年団の格差という、行く人と行かない人のことを言ったのかなとちょっと思っていますけども、基本的にですね、管内の大会、クラスには日常の生活の日常の指導と日常の活動の中で、それも頑張っているんですよ、それでさらにこれがその中で勝ち残るといことの大変さは皆さんある意味おわかりなところがたくさんあるんじゃないかと思っております。そんなね、ふらふら遊びながらやっていたんではね、管内は勝ち抜くなんてことはできませんよ。やはり一生懸命365日の中で頑張っているのが現状です。それとアンケートの取り方についてのこともありましたけど、私もそれは非常に言われてもわかると思う。ただ金額については素直にお聞きしていますので、素直なところだと思っておりますので、この金額というのも高い安いの先ほども言いましたように考え方というのはいろいろあると思っておりますけども、私はかなりの頑張った負担の中で親御さんは日常子どもたちにスポーツをさせているんだと。いい子どもに育てるためにやっているんだと。そういうことじゃないかと思っております。ですからその中で本当に頑張って、日常頑張っている中で全道大会に行くといことの大変さは、行った者の喜びとして私も経験がありますから、子どもたちを連れていくとか何とかで、全道行く、全道に上がっていくことの楽しみというのは非常にありますし、本当にそこを目指した中で頑張っていますから、ただ、頑張った末が、やはり負担が増えて大変ですよという親御さんもたくさんいます。ですから本当に、教育長先ほど言われましたように要保護・準要保護に対する、そういう支援なんていうのは、きっとよそはどうなのか、そんなことは考えてもいないのかもしれないよ、それを訓子府はやっていますから本当にありがたい話だと思っております。ですが、やはりあと一息、この問題だけが解決すれば、私は本当に子どもたちは、もっともっと頑張ってさらなるいい成績を取った中で、親たちも一生懸命応援した中で行けるんじゃないかと思っておりますので、最後にこのことに対して一言町長にもお願いしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○副議長（西山由美子君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） スポーツ団少年活動につきましては、学校や家庭ではできない、やっぱり子どもたちの心身の成長のためには非常に大切なものであって、個人競技に限らずチームスポーツにつきましても、協調性とかそういうこと、それとやはり余湖議員がおっしゃるように、例えば日々の頑張りによって、例えば管内大会で勝ち抜いた達成感だった

り、そういうところは非常に大切な部分だと私も思っております。ただ、言われるように、非常に難しい部分が先ほど私が言ったように、やっぱりここを支援については、やっぱり総合的に考えなきゃならない部分でございますので、大会だけを特化して、そのところを全額にするというところでは、またその情勢を見ながら、そのことがですね、可能かどうかというのは、今後検討してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思いません。

○副議長（西山由美子君）　ここで、通告書には教育長に対する質問となっておりますので、町長がお答えいただけるのであればお答えいただきますがいかがでしょうか。

町長。

○町長（菊池一春君）　伝統的に訓子府町は各部活動をはじめ、スポーツ少年団、それから文化活動含めてですね、本当によく頑張っている町だというふうに思いますし、それにその時代、時代で行政は適切に期待に応えてきたんだというふうに思っております。さらにまた、それに伴う指導者の皆さま方の日常的なご努力に対して大変感謝とお礼を申し上げる立場でございます。例えばブラバン、小学校のリコーダーが花村賞、全国優勝したという時も毎年、全国大会に町は全額補助をしてもらっていることに対するお礼の言葉も含めていただいているところですけども、さて、それで全道の全額補助はいかがなものかということでございます。これをやったらパーフェクトだということでしたけれども、私は経済的な理由によって行けない方、あるいはどうしても参加できないなんてことは控えなきゃいけないということは申しておりますけども、教育委員会が適切に対応していますので、それに町としてもできるだけの支援をしていきたいと。応援したいという考え方は変わりありませんのでよろしくお願いします。

○副議長（西山由美子君）　余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君）　ぜひとも教育長の、じゃもう町長は応援するんですから、後は教育長の予算付け次第ということで非常にいい返答をいただいたんじゃないかと思います。私がとりましたアンケートにつきましては、もう少し集まった時点で少年団本部の方へやって、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、協力してあげていただきたいと思っております。本当にちょっと実があったのかどうか自分でもわかりませんが、一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（西山由美子君）　余湖龍三君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

◎行政報告

○副議長（西山由美子君）　次に、日程に追加いたしました行政報告について、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君）　議長はじめ、議員各位のお許しをいただきましたので、議会途中でございますけれども、平成30年度の北海道胆振東部地震に伴う停電のことに対する行政報告をさせていただきます。議員各位が一般質問の冒頭に胆振東部地域の地震に対する被害に対してお悔やみと、そしてまた1日も早い復興を願っているところでございますけれども、私自身もそのように感じているところでございます。あらためてまたこの地震の

被害に対する救援措置につきましては、時期を見定めながら、議会にも提案をさせていただきたいと感じているところでございます。

まず、このたびの平成30年度北海道胆振東部地震に伴う停電について、その状況および町の対応等について、ご報告を申し上げます。

9月6日、午前3時8分頃、胆振地方中東部で震度7の地震が発生し、住宅、建物・道路・水道などのインフラ損壊、交通機関の遮断、また厚真町では大規模な土砂崩れが発生するなど、この地震で多くの犠牲者が出ております。

地震と同時に、道内全域で大規模停電が発生。震源域に近い苫東厚真火力発電所が発生直後に停止し、全道で使っていた電力の半分が失われブラックアウトが発生したのが主な原因でございました。

本町におきましては、9月7日の午前2時に一部停電が復旧、その後、同日午後7時36分頃までに東幸町などで一部復旧、最終的に午後10時30分頃に全町の復旧になりました。

停電発生後から復旧までの町の対応としましては、発生直後に関係職員が役場に集結し、情報収集に努めました。

北海道電力からは、復旧の目途は立っていないとの情報があり、まずは、町内パトロール班による巡視と広報、町内会長・実践会長への連絡、住民からの問い合わせなどの対応にあたりました。

午前6時に訓子府町災害警戒本部を立ち上げ、対応にあたったところでございます。

ライフラインの確保については、給水施設、下水処理施設等の動力確保、消防による給水活動などを行い、医療福祉については、路線バスが運休しておりましたので、人口透析患者等の輸送、腹膜透析者のバッテリー充電、在宅酸素利用者の状況確認など、小中学校については、6日午後から集団下校、7日は臨時休校措置を、こども園は受け入れを実施しましたが、6日については、早めの迎えを保護者に依頼、児童センターは、6日については、自由来館以外の放課後クラブを受け入れ、7日は、学校に合わせて休館、公民館と図書館は、利用時間に制限を設け、温泉保養センターと温水プールは、6日、7日の両日休館としました。

また、6日の午後5時から復旧した7日の午後10時45分まで、公民館に自主避難所を設けましたが、避難者はおりませんでした。

このほか、自家発電機を使用して火葬業務を行い、役場内のシステムやネットワークを確保し、窓口業務などにあたりるとともに、通信手段であります携帯やスマートフォンの充電への対応も行ったところであります。

一方、停電による経済活動への影響としては、特に、酪農家の生乳受け入れが不可能となったことから、40戸、122トン、これを書いた時にはこういうあれでしたけれども、今、オホーツク総合振興局に報告した最終的な畜産物の被害は生乳で186.0トンを廃棄したということでございます。畜産物の被害に伴う被害推計額でいいますと約5,580万円というふうに報告がでございます。それから約1.5日分の生乳の廃棄処分が行われたことや、商工業においても品物や原料の廃棄など大きな影響を受けたところでございます。

また、9月7日に予定しておりました第67回敬老祭の開催が困難な状況から延期する

こととし、必要な措置を講じました。

苫東厚真火力発電所では、現在も機器が高温のため立ち入れない箇所があり、今後、詳細点検や設備調査により、復旧行程の作成を行い、復旧作業を進めることとなりますが、復旧には時間を要すると思われまます。このため、今の時点では、道内における電力の供給量が、最大需要量よりも10%程度足りない状況にあり、町としましても、町民の皆さまにご理解いただきながら、公共施設閉館時間の繰り上げなど節電対策に努めるとともに、仮に計画停電が行われる事態となった場合を想定し、町民の皆さまへの節電協力の広報を行うなど、対応等に万全を期してまいります。

さらに、今回の震源域では、再び大規模な地震発生も予想されていることや電力の復旧がなされていないこと、また、災害の実態などが明らかになっていない部分もあると思われ、落ち着いてきた段階で、被災地への支援も検討してまいりたいと考えております。

以上、平成30年北海道胆振東部地震による停電についての行政報告とさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） ただいまの行政報告について、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。詳しい行政報告ありがとうございました。町としては適正にですね、災害発生時から対応され、今後も状況に応じて対応されるということで聞いて安心いたしました。よろしく願います。そこで北電社長の談話がありましてですね、苫東厚真火力に過半の電力を担わせている北電のシステム、あらためて私も知ったような面もありますけども、広域公共事業者の責任者のですね、発言、明らかになった対応としては甚だ道民の一人としても納得がいかないというか残念だなと思っております。結果として、町長から今、報告ありましたように、町内もそうですけども、全道の経済、そして道民の生活に今でも、私も含めてですね、節電等も含めてみんな努力されていて、被害が続いている訳であります。町長はこういう大きなテーマの都度、地方に向かって大きな声を発してこられました。そういう姿勢は多いに評価しますけども、町としてですね、また町村会として、あるいは全道町村会として、レベルはわかりませんが、北海道電力に対してですね、今回のこの事態に対して早期の回復等々について申し入れがされたか早急に。それとその前に北電から各自治体に何か連絡があったのか。そしてその対応で何かのレベルで行政体として対応されたのか、またされていないとしたら早急に申し入れというんですかね、要請というか、わかりませんが、されるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員のおっしゃるとおりであります。およそブラックアウトなんてことをですね、公共の電源がですね、そういうことを生じたということをやっぴり本当に言ったら恥なさいと言いたいところなんです。泊の原発の問題も含めてですね、電力を維持するということは北電自身が大変な状況になっているというのはよくわかりますけれども、しかし少なからず火力、水力、風力含めてですね、やっぱりこれを適正な電源確保と運営をするというのは当たり前のことだと。これはあらためてですね、全道町村会をも

ちろんですけども、私自身も北電には発信していきたくい。ただ、今ですね、この数日間、北電の社長、あるいは所長、支店長からですね、状況の適正な報告を必ずありました。そして私のところや総務課、あるいは役場にも様々な意見が寄せられています。例えば隣のうちが電気ついているのに何で俺のうちついてないんだと。病院はついてて、うちがつかないのは何だとかですね、クノールがついてるのに、どうして一般住宅がつかない。もっとひどいになると町長の家が電気ついているのに、なぜつかないのかと。こういったことも含めていろいろあります。だからそれが一つの電源、全体が暗くなった、一部分がついたということに対するやっぱり不満が出てくるというのは当たり前なこととして、それは真摯に受け止めながら適切に北電の支店長にですね、今後の見直し、例えば区域分けしてる訳です。これは東日本大震災の時に原子力が停まったと。そうすると節電が必要だと。全道域含めて区域分けした訳です。北電の方で。これに基づいてやっているというんですけど、やっぱり消防に電気がこないとかですね、こんなことも含めて、あらためてですね、北電の支店長や支社長にはですね、事態が落ち着いた段階で現時点でどうしなきゃいけないかということは私どもの方から簡条書きにしても申し上げさせていただくということには言っておりますので、もうちょっと状況を見図りながらですね、今、山田議員からご指摘のあった点も含めてですね、全道町村会、管内町村会も含めてですね、対応していきたくいと考えております。

○副議長（西山由美子君） 川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。今、町長そういうお話して、山田議員がそのようなこと言っていますけど、これは委託業務ですから、国が電気を北電に委託して発電してもらって、いろいろやっている。ですからこれは全て国の責任です。ですから、我々町村が停電をなくしてほしいという願望は届けるにもいいでしょうけれども、何も北電に対しての異議申し立て、今後どうなるかということは町村としてははずかしいこと。これは国の業務であって、北電に一つも責任がないです。ですから何を山田議員が言わんとしているか、私は不思議ではしょうがない。こんなことは恥ずかしいから訓子府町はやめてほしい。

以上。

○副議長（西山由美子君） 川村議員、町長への質問を今受け付けています。

○2番（川村 進君） 町長がやらなくてもいいと、僕は。これは恥ずかしいということですよ。どうですか町長。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今ですね、閣僚の経済産業大臣でしょうか、かなり北電と密接にあれしながら、対応を国として、その責任を認めつつ、道民の皆さまに20%削減の協力をお願いしていると。これは川村さんご指摘の部分もあります。そのとおりだと思います。ただ、我々は国にも要望しながらも、やっぱり実際に電源の運営している、経営している北海道電力に対してもやっぱり物申していかなきゃならないということはもうあるんじゃないかと思っておりますので、今後の具体的には北電との関わりが出てきますので、国の要望、さらには北電には具体的な話をしていきたいというふうに考えています。

○副議長（西山由美子君） ほか、ございませんか。

工藤議員。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。時間ももうすぐお昼になりますので、端的になんですが、先ほどの行政報告の中で畜産農家、いわゆる酪農の損害5,580万円、これ酪農家の人からも昨日もちょっと話があって、確かに本当に大変なんだと。廃棄した分ね。これについては今、酪農、JAも含めて、いわゆる何て言うんですか、共済というのか保険というのか、その手立てを何とかという形では話は進んでいるというのか、はじまるんだろうというふうには言っていましたけども、あとできれば行政も含めて、JAも含めて、やっぱりこの問題をちょっと後押ししてもらおうような、いわゆる情報交換もしながら、やっぱりこれね、40戸で5,580万円というのはね、一晚、二晩でこんな金額ですから、結構大きいんですよ、その部分も含めて行政側がぜひわかっていたきたいなということが昨日ちょっと二人ぐらの酪農家の人からちょっと声があったということを紹介と同時に今後に向けても、どういうふうな考え方でこの酪農の損害について立ち向かうというのか、向かい合おうとしているのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私のところにも酪農家から何件か直接電話をいただいて、これ以上停電になったらどこになげればいいんだと。これは川に投げたら産廃で違反になりますから、町としてどうするのかと。考え方があればという意見もいただきました。これはホクレンが今、北農中央会といいましょうか、中心になりながら、当座は自分の畑というよりも土地の中で処理していただきたいと。それ以上については、あらためて行政的にも、それからJAも含めてですね、検討するということですが、幸いにして3日間でこれで済んだんで、これ以上ということになったら廃棄の問題もやっぱり、その方法についても考えていかなきゃならない状況までいっていたということをもまずご理解いただきたいと。その上で今、あらためて今回、金額も案として出した訳ですけど、実際には牛屋さんの牛乳の関係で言うと1,600万円ぐらいでないかなと思うんですね、畜産全体ではさっき言った金額ですけども、含めて金額的な対応をできるかどうかと。それは例えばシティ、それからセブンイレブン、農協、JA等々もものすごい、冷凍が駄目になったことによって、製品の投棄等も含めた相談も寄せられていましたので、それは適切に対応してまいりましたけども、金銭的な援助については、これはまたJA等も含めてですね、ご相談させていただきながら受けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） ほか、ご質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。が、会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会では報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から行いますのでご参集願います。

休憩 午後12時 3分

再開 午後 1時00分

○副議長(西山由美子君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第40号、議案第42号

○副議長(西山由美子君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第40号、議案第42号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第40号の質疑を許します。議案書1ページです。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、議案第40号の質疑を終了いたします。

次に、議案第42号の質疑を許します。議案書10ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 質疑がないようですので、議案第42号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第40号、議案第42号の採決を行います。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第40号、議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号、議案第42号はいずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第41号、議案第43号

○副議長（西山由美子君） これより提案理由の説明が終わっております議案第41号、議案第43号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第41号の質疑を行います。議案書7ページ、1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号の質疑を行います。議案書15ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。この議案に対して若干質問をして、ちょっとわからないというか、自分も条例については専門家でもありませんので、不慣れなので、ちょっとわからない点をお聞きしたいと思います。

まず、条例の中の第4条の使用の許可等に関わる部分であります。この中の「教育委員会は、管理上必要と認めるときは、その使用に条件を付すことができる」という、その条件というのがありますけれども、この条件がどのようなことがあるのか。これについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから次にいきまして、使用料の関係、第6条の関係になりますけれども、ここがちょっと非常にこうわからなかったところなんです、まず一つに感じとしてちょっと質問ということになりますけれども、この組み立ての仕方が使用料第6条としてなっているにも関わらず、無料とするという、いわゆる特例的な、そういうものが先に出るのが条例としてどうなのかなというふうな率直な思いがするのも事実でありまして、この辺の並べ替えというんですか、第2項で別表に定める使用料を前納しなければならない。いわゆる使用料は収めなければならないと。ただし書きがあつて、この限りではないということになっておりますけれども、どちらかと言えばこの1番と2番、1項、2項目が本当にこれがいのかないかなという、別に僕も素人で申し訳ないんですが、ちょっと単純にそう思いました。

その中で特に第6条の1項になるんでしょうけれども「町内の青少年団体及びその指導者は、研修館の使用料を無料とする」という形になっておりますけれども、研修館を使うのは青少年団体というふうに、ここで規定されておりますけれども、指導者も含めて、いわゆる例えばですね、自分も過去に青少年研修館で非常に利用させていただきながら、若い時は、こう一人前にもなれなかったんでけれども、非常に大人にさせてもらったという部分から振り返ってみて、単なる青少年団体とその指導者だけが無料になるということではないのかどうか。例えばですよ、一つのイベントのような、あるいは例えばもっと具体的に言えば、いわゆる演劇を呼ぶとか、音楽をどこか呼ぶための実行委員会というのかな、そういったものが組織されて、その中に青年団もいれば、そうじゃない方たちもいると。そういう中の捉え方なんかも当然出てくるのかなというふうに、いわゆる青年活動という大枠で見た時に、その時にこの条例が果たしてどうなのかなという思いがあったのが一つです。そこら辺の見解もちょっとお聞きしたいなということですね。

それともう一つが、この使用料のことに関わってなんですが、この規則というのが、今回まだできていないから余計に思うと思うんですが、でき得ればこの規則も同時に示していただければ非常にわかりやすかった。今までの質問はいらなかったのかなという思いもするんでありますけれども、その部分で、規則で定めるところにより減免することができる。減免の内容なんていうのは、まだ規則が定まっていなればまだ説明はできないかもしれませんが、もしこの辺で考えているところがあればお聞きしたいなというふうに思います。

それともう一つ最後なんですが、この備考欄で教育委員会が宿泊として認めたものについては1泊につき1万円と。この教育委員会が認めることが前提なんだろうけれども、認められない場合はどういう場合を指すんでしょうか。これについて、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま青少年研修館条例、議案書15ページから17ページの訓子府町青少年研修館条例につきまして、工藤議員の方から何点か質問がございました。

まず1点目の条例の第4条の第2項、教育委員会が管理上、必要と認めての、その使用の条件に付すことができるというところでございますが、これにつきましては、他条例でもこのような表記をしております。それに合わせてということになります。特別今のところ想定していることがありませんので、ちょっとこちらの方では他の条例との整合性でこういう条件を付させていただいたということでもよろしくお願いをいたします。

それから第6条の使用料の1項、2項の関係ですが、これは従来、青少年研修館、今まで使用料につきましては一切条例の中では表記をしておりませんでした。今回、第1項以外の使用のもの、特に町外の青少年団体等のことについては使用料をとるということになりまして、町内については従来どおり使用料をとらないと、無料ということでございます。それでこれにつきましては条例の骨格部分となる、町内の第1条の設置及び目的にもございますが、訓子府町における青少年の健全な育成と青少年団体の振興を図るため、この施設を設置するというので、それについては、その目的に合致するこういう青少年団体の

指導者については無料ということを中心に打ち出したいために、この第1項に無料ということをあえて規定をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。1項と2項の関係につきましてはそういうこととということでご理解をお願いします。

それから例えば演劇鑑賞とかの実行委員会とかということの例でございます。基本的には今回の青少年研修館、様々な利用団体を想定しておりますが、子ども会ですとかスポーツ少年団はもちろんのこと、現在主に使っております青年団体連絡協議会、4Hクラブはもちろんでございますが、例えば異業種間交流ですとか青年団体でもそういう団体が昨今ございますので、そういうところにももちろん拡大をいたしますし、それから青年層が主体になって行っている実行委員会組織につきましても、この使用は無料ということで使用していただくということと考えております。

それから規則の方につきまして、特に使用料の部分の規則の中身ですが、教育委員会規則ということで制定をさせていただいて、教育委員会議でも承認を得ているところでございますが、特に使用料の規則のものにつきましては、町および教育委員会等が主催するものにつきましては、もちろん免除でございますが、その他、特に必要と認めるものの減免は教育委員会が別に定めるということとなっております。この特に必要と認めるものの減免につきましては、例えば実際の例としては、野球の少年団が合同でこちらで試合をしたり、合宿をしたりという場合に、町外の団体が来た場合は、その時については一緒にやっているということで免除にするというようなことで運用しようと思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 備考欄は。

○社会教育課長（高橋 治君） 失礼いたしました。もう1点、備考欄の教育委員会が必要と認められないものということなのですが、逆に認めるものということで、例としてこちらで想定しているものは、合宿ですとか、宿泊研修ですとか、あと学生さんや何かが訓子府で調査実習をしたり、例えば武蔵野美術大学が黒板ジャックみたいな感じでやっているものについては宿泊ということで認めると。逆に認めないものについては特にこの概念の中で判断をしたいと思っておりますので、認めないものについてをちょっとこう表現するのがちょっと難しいところなのですが、認めるものにつきましては、先ほど言いました合宿、宿泊研修、調査実習学習などを想定しております。

以上です。

○副議長（西山由美子君） ほか、ご質問ございませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 今とちょっと、工藤議員の質問と少しも変わらんとところが出てますけども、これ宿泊料をとるという1泊につき2,500円、それで暖房料もとるといったら、これは普通のホテル並みじゃない。ただどれだけの人を配置して、どういう経費の計算をして、これでいって、しょっちゅう宿泊があると利益が上がってしまうんでないかと思う。そうすると利益を上げてはいけないんじゃないのかい。こういう設備では。それがこれ内容的に書いてないけどもね、やはり使用してもらうのに1万円とって、それに今度は1泊2,500円で40人まで泊めるって、そしたらまた1万円、それに今度はひと部屋なのか、一人なのか、150円を加算して暖房費をとるとか、いろいろやるけど、こ

れなら丸つきり経費以上に利益が上がってしまう心配があるんだけど、どういうふうを考えて設定しているか説明願います。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま川村議員から質問ございました使用料のことにつきましてですが、これにつきましては全館です。20人で使っても10人で使っても30人で使ってもこの金額ということで、一人当たりではなくて、この全館貸し、1団体ということで解釈してもよろしいかと思いますが、そういうことですので、1人当たりでないということをご確認願いたいと思います。

以上です。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ありますか。

川村進君。

○2番（川村 進君） これ1人当たりでなくて、こういう値段というのと、どういう時間割りで、どういうふうな計算をするか。ということは灯油だって朝の8時から夜の8時までたいて、そして電気も朝の8時から夜の9時まで使用するとかということになったら、1日に割り振って計算すると結構な金額が生まれて出てくる。それを教育委員会は利益は上がらないようにしているかも知らんけども、どうもこの金額、納得いかないから検討を願いたいんですが。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） この算出につきましては、算出基準に基づいて行っております。それでこの青少年研修館の面積は公民館で言いますと多目的ホールにほぼ同じような面積になっております。多目的ホールの使用料が1時間当たり500円、それから夜間については650円、暖房料につきましては150円という設定をさせていただいておりますので、それと合わせた形でこの青少年研修館の使用料を設定させていただいておりますので、ご理解を願います。

○副議長（西山由美子君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村議員。

○2番（川村 進君） 今度はこの宿泊どうのこのよりも、この施設の命名、僕は青年研修館というのではなくて、もう少し親しみやすいね、何かいい名前を付けてくれというようなことを半分は冗談、半分は真剣に言ったんだけど、それは考えてくれたかどうか。

それとここに常駐する人間が必要になるのかどうか、それについて聞きたい。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 先ほど回答漏れがございましたので、宿泊につきましては、あくまでも24時間を想定しておりますが、それにつき1泊1万円と、それにプラスして冬期間11月1日から4月30日までは1泊につき全館で2,500円ということで、冬の間は1泊でいきますと1万2,500円ということがございます。

それから今、親しみやすい名前の件につきましてですが、今、青年団体ともちょっと相談をさせていただいてですね、どのようなものにするかを検討しておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

もう1点、人を常駐させるかどうかですが、基本的には人は常駐しないということです。ただ隣に例えば管理運営上の問題でいきますと公民館に管理人がおりますので、例えば

夜間使用が終わったら、その鍵を管理人の方に預けるだとか、点検をするとか、翌日にまたがるものにつきましては、職員の方で点検を行うとかということで管理運営を行っていきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○副議長（西山由美子君） 次に、追加議案であります議案第45号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書43ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは議案書の43ページになります。追加の補正予算になります。

○副議長（西山由美子君） 少しの間、休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案書の43ページになります。

今回の追加補正予算につきましては、9月22日から石狩市で行われるミズノ杯争奪北海道中学校女子ソフトボール全道大会への出場に係る引率の先生2人、それと生徒13人分の旅費等の派遣費。

それと前回、臨時議会で専決処分の議決をいただきました野球少年団のホクレン旗争奪第36回北海道少年軟式野球大会において準優勝したことに伴いまして、11月3日から岩手県雫石町で行われる第15回北日本少年軟式野球選手権大会への出場権を得たという、小学校の少年団、指導者2人、児童19人分の旅費の派遣費を追加補正しているものでご

ざいます。

また、それに加えて、9月6日の全道的な停電により9月7日に予定していた敬老祭を延期しなきゃならないという状況になりましたことから、事前に用意してたというか、間に合わなかったという部分あるんですけども、発注してた菓子とか、赤飯とか、果物とか、必要な部分ですけども、事前に用意していた分の経費と再度参加希望をとるための往復はがきとともに、今回補正をするというものの中身でございます。

それでは、その内容について説明いたします。

議案第45号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）について。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ340万1千円の追加、予算総額を歳入歳出それぞれ58億347万7千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額につきましては、次のページの第1表のとおりでございますけども、これについては後ほどご覧いただくこととしまして、この後の45ページの事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

それでは早速45ページをお開き願いたいと思っておりますけども、まず、今回、数が少ないものですから歳入から順番にいきます。45ページの歳入、18款、1項、1目の繰越金では、この追加補正予算の財源調整として前年度繰越金を充てるというもので340万1千円を追加しております。

次に、次のページ、46ページ、次のページの歳出になります。

まず一番上の表の3款、民生費、1項、2目の老人福祉費の一番右側、事業区分、敬老事業の需用費、食糧費では、前段で説明しましたように敬老祭の延期に伴います事前発注分の経費、お菓子で13万8千円、赤飯で15万3千円、果物で6万円の合計35万1千円を追加するものでございます。

その下の役務費の通信運搬費は、これは敬老祭の案内通知を再度やり直すということで350枚分のはがきの4万4千円を追加してございます。

次に、真ん中の表の10款、教育費、3項、中学校費の2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金では、先ほど言いました訓中ソフトボール部の引率2名分の旅費として7万1千円の追加。

そして、一番下の表の10款、6項、1目の保健体育総務費では、事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金の大会派遣費でございますけども、中学校ソフトボール部19名の選手の方は、44万3千円の2分の1ということで22万1千円の計上。

それと少年団の野球の全国大会出場につきましては、全額補助となりますので総経費271万4千円、これら合わせて全部で293万5千円の追加という内容でございます。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。2点、お願いします。

46ページ、老人福祉費、敬老祭の需用費の35万1千円についてお聞きします。お菓子とかどら焼きだったとかって話もありますけど、これが13万円、これは聞いた話によりますと、どら焼き自体をお配り、製品ができていたので配ったという話を聞いていますけど、それは13万円でもいいのかなと思います。配ったのだとすれば。次の赤飯ですけども、15万3千円というのは納品価格としてはどういう割合、15万3千円で発注して15万3千円を補償したというお話なんですか。それと同じく果物についても6万円発注して6万円を補償したんでしょうか、そこら辺のところを教えてください。めんどくさいんでついでに答えてもらいますけども、これが定価だとすれば、ちょっとおかしいのかなという気持ちも持ちます。

それとその下の保健体育費、KL野球の全国大会についてお聞きします。これは準優勝でこの大会にというのは、じゃ優勝チームについてはどこか違う大会に行って、準優勝チームについては違う大会に行くという規約のものと派遣なんですか。そこら辺をお願いします。

以上。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 3款、1項、2目の老人福祉費、敬老事業にかかる食料費35万1千円の補償の分といいますか、再発注の分ということでご質問いただきました。それにつきましては、実際には発注済みだったものは、菓子が182個分、それと赤飯が220個分のお米代の実費弁償とさせてもらっています。それと果物についても実費弁償をしておりますが、実際に、あらためて再発注することになりますので、補正予算では、これから発注するといくらかかるかという算出根拠を基に、お菓子560円掛ける245個、赤飯については540円掛ける283個、それと果物についてはひと月後になると果物の中身も変わってきますので、当初予算どおり6万円ということで計上させていただいております。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 10款、6項、1目、19節、負担金、補助及び交付金の大会派遣費のKL野球少年団の全国大会の件でございますが、これにつきましては、大会への出場は優勝、準優勝の本町のチーム、2チームということでございます。同じ大会に出ているのは優勝チームも出ております。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） まずわかりやすい方から、今の最後の野球大会の方ですけども、これはホクレン主催の大会ということで間違いありませんよね。それでこれホクレン主催の大会でホクレン北海道の代表となって2チームが行くことに対してホクレンからの補助等はないのかなという、ちょっと不思議かなと思っているんですけど。

それと戻ります。上の方の先ほど説明があった、ということは、今回のこの補正予算というのは、敬老祭です。補正予算というのは、次やる時に頼む金額の補正なんです、ということは、こんだけ返したという訳じゃなくて、次やる時に同じものを買おうとこれぐらいかかるという意味の予算だということですね。じゃ実際には金額的にどんだけの補償をしたのかというのは別の数字が出てくるということだと思ってしまうんですけども、それを教え

ていただきたいと思います。それでさらに言えば、このお菓子については、ちょっと返事がなかったんで、配ったというお話を聞いたんですけど、配ったのかなど。それでまた次にやる時にはまた同じものを頼むから注文しているんだという話かなと思いますけど、その確認。それとここに料理という項目がないんですけども、この部分については、どういうふうな処理になったのか教えてください。

以上。

○副議長（西山由美子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、大会派遣費のご質問でございます。それでホクレンからの補助はございません。ただ北海道少年軟式野球連盟から5万円の助成がございますので、その分は対象経費から除いております。

以上です。

○副議長（西山由美子君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず実費弁償にいくらかかったかということでございます。まず赤飯については、先ほどもち米代の実費弁償ということでお話ししましたが、35キロ掛ける1キロ当たり500円ということで1万7,500円、そして菓子については182個掛ける単価560円で10万1,920円、そして果物については、バナナ、ブドウ、ミカン、これら合わせまして、消費税入れて4万4,712円ということの実費弁償ではありましたので、追加補正で補正する分につきましては、数を少なくして調整をして追加補正させていただいております。当初予算ではもっと、出席率をもっと高く見ているんですけど、今回は出席率50%ということで、実際に来られる方を想定した人数、より近い人数に合わせた金額で当初よりは抑えた数字となっております。そこで調整をさせていただいております。そして菓子について配ったのかということなんですけれども、182個、これを消費するのは難しいので1軒、1軒、チラシといいますか、敬老祭を延期しますという案内文章、お知らせ文章と一緒に皆さんにお菓子を配布させていただいております。ただ、生ものなので当日、お宅にいらっしゃった方にだけ手渡しをしているというのが現状です。そして料理についてですけども、料理についてはキャンセル料がいらぬということではなかったんですけども、一部もう作られた食材といいますかお料理がありましたので、そのお料理の分を一つずつ個装してもらいまして、パック詰めしていただきまして、そのパック詰め、マカロニサラダなんですけど、そのパック詰めと、あと余った菓子、それと果物、これは全て職員に有料で販売をいたしております。そして、それについては、もう雑入の方で納入させていただいております。ただマカロニサラダについては実費が業者というかお店なので、そちらの方にこちらで職員から回収したお金を支払わせていただいております。そういった経過となっておりますのでご了承ください。

○副議長（西山由美子君） ほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

ただいま、須河徹君ほか4名から、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第2号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで意見書の配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○副議長（西山由美子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第2号

○副議長（西山由美子君） これより、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号について、ご説明をいたします。

その前にですね、先般、9月6日の北海道胆振東部地震発生の際におきましてですね、被災された方々に対してですね、お見舞いとお悔やみを申し上げます。また1日も早い復旧を願っている次第でございます。

意見書案第2号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年9月12日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者

訓子府町議会議員 須 河 徹
" 河 端 芳 恵
" 上 原 豊 茂
" 工 藤 弘 喜
" 山 田 日出夫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月12日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上 原 豊 茂

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご異議ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。この意見書、何回か見たことあるんだけど、昭和58年に訓子府町の弥生にこの意見書と同等のもので木材工場を併設し、その時、訓子府町も負担、森林組合も負担、そして既存の訓子府町にあった木材業者2社も金を出して工場をつくって、結局、何年かしないうちに閉鎖しちゃって、今はどんなふうになっているか、この間、隣の議員に聞いたら「いや今まだ何ぼかやっているようだ」という話、結局は最終的に僕らが突っ込んだところが、こんなものは自民党の議員の集票活動に我々が協力させられるようなもんだよというような笑い話で終わっちゃった。だからこれは私は須河議員に何も問題はないと思うし、この要望書を出すのも何も問題ないと思うけども、より慎重にかかってもらわなきゃ、これはどうもならんよ。過去の失敗をただの失敗だったらへらへら笑っててもらっては困る。だからこれを心の底から願い出て本当にやってもらう気構えでやってもらうのであれば賛成する。それ以外は反対するから、ちょっとその件どう考えているか答弁して。

○副議長（西山由美子君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 過去の話も出たようでございますけども、今回の意見書につきましては、これからの事業についての要望の意見書でございます。そのことをご理解いただきたいと。それともう1点ですけども、川村議員の意見に対して、私が今ここでどうこう言う立場でございませぬので、その辺については、回答についてはご勘弁願いたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○副議長（西山由美子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長（西山由美子君） これにて、平成30年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時47分